

# 障害児者のための制度案内

葉 山 町

令 和 4 年 2 月

## はじめに

「障害児者のための制度案内」は、障害のある方が地域で安全・安心で快適な暮らしを送るために必要な、社会資源や公的制度についてご紹介しています。

ご利用できる社会資源や公的制度は、障害の種類や等級、障害程度区分等により異なりますので、それらを確認される際に当制度案内をご活用いただければ幸いです。

なお、制度によっては内容が変更されている場合もありますので、詳細につきましては各項目でご紹介しています担当窓口までお問合せください。



本書に掲載している内容（最新のデータ）は、インターネットでもご覧いただけますので、ご活用ください。

<https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/fukushi/5/seido/7266.html>



### < 凡例 >

18歳以上	身	知	精
18歳未満	身	知	

記号の意味は、次のとおりです。

**身** = 身体障害児者向け

**知** = 知的障害児者向け

**精** = 精神障害児者向け

葉山町福祉部福祉課 障害福祉係  
電話 046-876-1111  
FAX 046-876-1717

# 目 次

	対象区分	ページ
<b>身近な相談窓口</b>		
葉山町福祉課	身 知 精	1
相談支援事業者（葉山町委託事業者）	身 知 精	1
葉山町社会福祉協議会	身 知 精	1
鎌倉保健福祉事務所	身 知 精	2
鎌倉三浦地域児童相談所	身 知 □	2
民生委員・児童委員	身 知 精	2
<b>専門的な相談窓口</b>		
神奈川県ライトセンター	身 □ □	3
神奈川県聴覚障害者福祉センター	身 □ □	3
神奈川県立総合療育相談センター	身 知 □	3
神奈川県精神保健福祉センター	□ □ 精	4
神奈川県発達障害支援センター		4
高次脳機能障害支援普及事業		5
<b>ファックス、アプリ等による相談・連絡</b>		
110番アプリシステム、FAX110番	身 知 精	5
ファックス119番		5
<b>各種手帳</b>		
身体障害者手帳	身 □ □	6
療育手帳	□ 知 □	6
精神障害者保健福祉手帳	□ □ 精	7
<b>医療</b>		
葉山町心身障害者医療費助成	身 知 精	8
自立支援医療（更生医療）	身 □ □	8
自立支援医療（育成医療）	身 □ □	9
自立支援医療（精神通院医療）	□ □ 精	9
自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の費用負担		10
精神障害者入院医療援護金	□ □ 精	11
障害者歯科診療	身 知 精	11
特定疾患医療給付	身 知 精	11
特定疾病療養費の助成	身 □ □	12
国民健康保険高額療養費制度	身 知 精	12
後期高齢者医療制度の限度額の適用及び標準負担額の減額	身 知 精	13

入院時食事療養費の標準負担額の減額 . . . . . 身 知 精 1 3

## 年金

障害基礎年金 . . . . . 身 知 精 1 4  
障害厚生年金 . . . . . 身 知 精 1 5  
特別障害給付金 . . . . . 身 知 精 1 5

## 手当等

葉山町在宅心身障害者手当 . . . . . 身 知 精 1 6  
特別障害者手当・障害児福祉手当 . . . . . 身 知 精 1 6  
神奈川県在宅重度障害者等手当 . . . . . 身 知 精 1 7  
児童扶養手当 . . . . . 身 知 精 1 8  
特別児童扶養手当 . . . . . 身 知 精 1 8  
心身障害者扶養共済制度 . . . . . 身 知 精 1 9  
福祉手当（経過措置） . . . . . 身 知  1 9  
ニュー福祉定期貯金制度 . . . . . 1 9

## 税金の控除

障害者控除 . . . . . 身 知 精 2 0  
医療費控除 . . . . . 身 知 精 2 0  
相続税に関する障害者控除 . . . . . 身 知 精 2 0  
贈与税の非課税 . . . . . 身 知 精 2 1  
事業税の非課税 . . . . . 身   2 1  
事業税の減免 . . . . . 身   2 1  
自動車税・自動車取得税の減免 . . . . . 身 知 精 2 2  
施設入所者の一時帰宅用自動車の減免 . . . . . 2 3  
税関係機関 . . . . . 2 3

## 公共料金等の割引

J R鉄道運賃の割引 . . . . . 身 知  2 4  
私鉄・横浜市営地下鉄等運賃の割引 . . . . . 身 知  2 4  
バス運賃の割引 . . . . . 身 知  2 4  
タクシー運賃の割引 . . . . . 身 知 精 2 5  
E T C及び有料道路通行料金の割引 . . . . . 身 知  2 5  
航空運賃の割引 . . . . . 身 知 精 2 6  
フェリー等運賃の割引 . . . . . 身 知 精 2 6  
NHK放送受信料の免除 . . . . . 身 知 精 2 7  
水道料金の減免 . . . . . 身 知 精 2 7  
下水道使用料の減免 . . . . . 身 知 精 2 7

ふれあい案内（N T T電話番号案内 1 0 4）	2 8
携帯電話料金の割引	身 知 精 2 8
点字郵便物料金の減免	身 □ □ 2 8

## 障害福祉サービス

障害者自立支援法によるサービスのしくみ	2 9
地域生活支援事業	身 知 精 3 2
日常生活用具支給事業	身 □ □ 3 2
補装具費支給事業	身 □ □ 3 5
身体障害者補助犬の給付	身 □ □ 3 6
手話通訳者の派遣	身 □ □ 3 6
手話通訳者の設置	身 □ □ 3 6
送迎サービス	3 6
葉山町配食サービス	身 知 精 3 6
生活福祉資金貸付事業	3 7
たすけあい資金貸付事業	3 7
車いすの貸付け	3 8
介護用品支給事業（紙おむつ等の支給）	身 知 精 3 8
宅配サービス	3 8
葉山町家庭ごみ「ふれあい収集」	身 知 精 3 9

## 住宅

県営住宅の入居優遇	身 知 精 3 9
県営住宅の家賃の減免	身 知 精 3 9
都市再生機構の入居優遇	身 知 精 4 0
町営住宅の入居優遇	身 知 精 4 0
住宅設備改造費の助成	身 知 □ 4 0

## 教育・療育

教育相談	4 1
就学指導（相談）	4 1
特別支援学級	4 1
ことば・きこえの教室	4 1
特別支援学校（盲学校）	身 □ □ 4 2
特別支援学校（ろう学校）	身 □ □ 4 2
特別支援学校（養護学校）	身 知 □ 4 2
病弱養護学校	4 3
たんぽぽ教室（児童発達支援）	4 3

## 就労

### 1. 職業相談（一般就労相談）

公共職業安定所（ハローワーク）	身	知	精	4 4
よこすか障害者就労・生活支援センター	身	知	精	4 4
神奈川県障害者職業センター	身	知	精	4 4

### 2. 職業訓練

神奈川県障害者職業能力開発校	身	知	精	4 5
神奈川県能力開発センター	□	知	□	4 5

### 3. その他

雇用報奨金	□	知	精	4 5
-------	---	---	---	-----

## 選挙

投票制度	身	□	□	4 6
------	---	---	---	-----

## 社会参加

自動車燃料費助成	身	知	精	4 7
タクシー券の交付	身	知	精	4 7
通所交通費の助成	身	知	精	4 7
駐車禁止除外車の指定	身	知	精	4 8
神奈川県福祉バス（ともしび号）				4 8
神奈川県障害者社会参加推進センター				4 8

## 文化・スポーツ

愛の作品展	身	知	精	4 9
ふれあい広場	□	知	□	4 9
神奈川県障害者スポーツ大会	身	知	精	4 9

## ボランティアグループ等

ボランティア団体について				4 9
--------------	--	--	--	-----

## 巻末資料

- 障害者に関するマーク
- 緊急通報用FAX送信票
- 地域生活支援事業登録事業者リスト

## 身近な相談窓口

### 葉山町福祉課

18歳以上	身	知	精
18歳未満	身	知	

内 容	障害児者の生活全般に関する事、障害者手帳の取得に関する事及び障害福祉サービスや障害者自立支援医療の利用に関する事等、各種福祉制度等に関する相談・申請を受け付けます。その他、関係機関と連絡を取りながら、障害者等の相談・支援を行います。
問 合 先	〒240-0192 葉山町堀内 2135 葉山町役場 福祉部福祉課 障害福祉係 電話 046-876-1111 (内線 235~237) / FAX 046-876-1717 URL <a href="http://www.town.hayama.lg.jp">http://www.town.hayama.lg.jp</a> 手話通訳者は、週4日設置しています。

### 相談支援事業者（葉山町委託事業者）

18歳以上	身	知	精
18歳未満	身	知	

内 容	障害児者の地域生活に関する総合的な相談に応じ、必要な情報提供や助言、福祉サービスの利用支援や関係専門機関との連絡調整等の支援を行います。また、ピアカウンセリング、虐待防止や早期発見の取り組み、権利擁護のために必要な援助を行います。
問 合 先	<p>(1) 主に身体障害・知的障害に関する相談 支援センター 凧（社会福祉法人 湘南の凧） 〒249-0005 逗子市桜山 9-3-53 (mai!えるしい 2階) 電話 046-870-5280 / FAX 046-873-5370 相談時間 祝祭日年末年始を除く月曜日から金曜日 9:00~17:45</p> <p>(2) 精神障害に関する相談 葉山町こころの相談室 ポート（NPO法人 メンタルサポート葉山） 〒240-0112 三浦郡葉山町葉山町堀内 2158 電話 046-876-0121 / FAX 046-875-2490 相談時間 祝祭日年末年始を除く月曜日から金曜日 9:00~17:00</p>

### 葉山町社会福祉協議会

18歳以上	身	知	精
18歳未満	身	知	

内 容	<p>地域福祉の推進を目的とする民間の中心的団体で、住民主体による地域福祉活動の推進や各種在宅福祉サービスを実施しています。</p> <p>(1) 葉山あんしんセンター ○身体が不自由であること、あるいは知的障害・精神障害等のために十分な判断ができないことから、福祉サービスの利用、日常のお金の管理または財産の保管が困難な方が、地域で安心して生活を送るためのお手伝いをします。 ○弁護士による権利擁護専門相談を実施しています。</p> <p>(2) はやまボランティアセンター ○ボランティアの派遣希望、あるいは活動希望に関するご相談を受け、ボランティア活動に関する総合的な利用調整を行います。</p>
問 合 先	〒240-0112 葉山町堀内 2220 葉山町福祉文化会館内 葉山町社会福祉協議会 電話 046-875-9889 / FAX 046-876-1873 URL <a href="https://www.hayamashakyo.com">https://www.hayamashakyo.com</a>

## 鎌倉保健福祉事務所(神奈川県)

18歳以上	身			精
18歳未満	身	知		

内 容	<p>医師、保健師、栄養士、衛生監視員等の専門職種が勤務し、医療保健福祉の提供情報、各種相談・教室等を行っています。</p> <p>○こころの病気、アルコール・薬物等依存症の相談・教室</p> <p>○難病患者とご家族の交流会のご案内等</p> <p>○こどもの療育、不妊や特定疾患の医療給付制度</p> <p>○HIV・梅毒・肝炎の相談と検査、結核などの情報</p> <p>○医療給付制度(神奈川県特定疾患医療給付制度、肝炎治療医療費助成制度、結核医療費公費負担制度等)の助成手続き、情報提供</p>
問 合 先	<p>〒248-0014 神奈川県鎌倉市由比ガ浜 2-16-13</p> <p>電話 0467-24-3900 / FAX 0467-24-4379</p> <p>URL <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/div/1578/index.html">http://www.pref.kanagawa.jp/div/1578/index.html</a></p>

## 鎌倉三浦地域児童相談所（神奈川県）

18歳以上				精
18歳未満	身	知		

内 容	<p>18歳未満の児童のあらゆる問題について、相談を行っています。児童の心身の発達と障害についての相談にも応じるとともに、判定等を行っています。</p> <p>&lt;相談の種類&gt;</p> <p>○児童の心身発達と障害についての相談・判定</p> <p>○児童のしつけ、性格、行動、非行等についての相談</p> <p>○子どもの虐待に関わる相談・通告の受理</p> <p>○障害児施設等の利用についての相談</p> <p>○障害児の手当支給のための判定</p>
対 象 者	身体障害児者・知的障害児者・重症心身障害児者
問 合 先	<p>〒238-0006 横須賀市日の出町 1-4-7</p> <p>電話 046-828-7050 / FAX 046-825-7071</p> <p>URL <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/div/1341/index.html">http://www.pref.kanagawa.jp/div/1341/index.html</a></p>

## 民生委員・児童委員

18歳以上	身	知	精
18歳未満	身	知	

内 容	<p>民生委員・児童委員は生活に関する身近な相談役として、地域で障害児者やその家族の方に対する相談等を行っています。</p> <p>○生活に関する身近な相談</p> <p>○障害者、児童、高齢者、母子家庭等の福祉の相談</p> <p>○各種福祉関係資金の借入れの相談</p> <p>○町役場や関係機関との連絡調整</p>
問 合 先	<p>各民生委員・児童委員の連絡先は、福祉課 社会福祉係にお問合せください。</p> <p>福祉課 社会福祉係</p> <p>電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717</p>

## 専門的な相談窓口

### 神奈川県ライトセンター

18歳以上	身		
18歳未満	身		

内 容	視覚障害者を対象に、点字・録音等による情報の提供や、点字・録音図書の貸出し、日常生活に必要な各種相談・指導、ボランティアの指導育成等を行っています。また、プール・トレーニングルーム・体育館等の使用ができます（プール等は団体利用が可能です）。
対 象 者	視覚障害者、視覚障害児及びその保護者の方、ボランティアの方
問 合 先	〒241-8585 横浜市旭区二俣川 1-80-2 電話 045-364-0023 / FAX 045-364-0027 URL <a href="http://www.kanagawalc.org/">http://www.kanagawalc.org/</a> ※相談等は電話で予約してください。

### 神奈川県聴覚障害者福祉センター

18歳以上	身		
18歳未満	身		

内 容	聴覚障害者を対象に、社会適応訓練、日常生活に必要な情報の提供を行うとともに、聴覚障害のある幼児の早期訓練も行っています。また、字幕・手話入りビデオソフトの貸し出しや、手話通訳者・要約筆記者の育成等を行っています。
対 象 者	聴覚障害者及び聴覚障害児及びその保護者の方 手話通訳者・要約筆記者・ボランティアの方
問 合 先	〒251-8533 藤沢市藤沢 933-2 電話 0466-27-1911 / FAX 0466-27-1225 URL <a href="http://www.kanagawa-wad.jp/">http://www.kanagawa-wad.jp/</a> ※相談等は電話かFAXで予約してください。

### 神奈川県立総合療育相談センター

18歳以上	身	知	
18歳未満	身	知	

内 容	福祉や医療等の専門スタッフが、児童の心身の健全な発達に関する問題等の相談に応じながら、身体障害者及び知的障害者に関する総合的な相談、判定、指導等を行うとともに、乳児から大人までの障害児者の療育に関する相談や援助、医学的・心理学的・職能的な判定、児童対象の診療所機能を活用した外来や入院での機能訓練・援助を行っています。 <相談事業等> 障害児等療育支援事業、早期療育事業、早期療育外来や機能訓練入院（教育）・短期入所、療育手帳の障害程度の判定及び交付、身体障害者手帳の交付、更生医療や補装具の判定・処方等、巡回相談・巡回リハビリテーション 等 ※身体障害者手帳及び療育手帳の申請窓口は福祉課 障害福祉係
対 象 者	県内(政令市を除く)にお住まいの児童、障害児者またはその家族・保護者
問 合 先	〒252-0813 藤沢市亀井野 3119 電話 0466-84-5700 (代表) / FAX 0466-80-1901 URL <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/div/1359/index.html">http://www.pref.kanagawa.jp/div/1359/index.html</a> 相談・診療時間 月～金曜日 8:30～17:15 (土日、祝祭日は休み) ○子ども・家庭 110 番 電話 0466-84-7000 (毎日 9:00～20:00) ○かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE (月～土 9:00～21:00) LINE アプリのホーム画面の検索で ID 「kana_kodomo110」 で検索して追加 二次元コードを読み取って追加→ ○子ども人権ホットライン 電話 0466-84-1616 (毎日 9:00～20:00) ○かながわ子ども虐待ナイトライン※ 電話 0466-83-5500 (毎日 20:00～9:00) ※夜間の虐待通報専用



## 神奈川県精神保健福祉センター

18歳以上			精
18歳未満			

内 容	<p>メンタルヘルス対策に関する総合的拠点として位置付けられた機関です。保健・医療・福祉等の専門スタッフが、精神障害者の専門的な相談や支援・援助に応じます。（匿名での相談も可能です。）</p> <p>&lt;相談窓口等&gt;</p> <p>○こころの病気、薬物、アルコール、ひきこもりに関する相談 こころの電話相談 0120-821-606（専用電話）</p> <p>○精神科救急情報窓口 夜間休日の急激な精神症状の悪化（自傷他害のおそれがない場合のみ）に対して、診療や入院ができる医療機関を紹介しています。 045-261-7070（専用電話）</p> <p>○精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）の認定及び交付 ※申請窓口は福祉課 障害福祉係です。</p> <p>○家族セミナー ひきこもりや薬物、アルコール等に関する各種セミナーを実施しています。</p> <p>○自殺対策事業 かながわ自殺予防情報センターを設置し、情報提供を実施している他、「うつ病家族」や「自死遺族」の集いやセミナーを実施しています。</p>
問 合 先	<p>〒233-0006 横浜市港南区芹が谷 2-5-2</p> <p>電話 045-821-8822（代表） / FAX 045-821-1711</p> <p>URL <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/div/1590/index.html">http://www.pref.kanagawa.jp/div/1590/index.html</a></p>

## 神奈川県発達障害支援センター かながわA（エース）

内 容	<p>発達障害に関する相談支援や支援者向け研修のほか、身近な地域で支援が受けられるように、地域の支援体制づくりなどに取組んでいます。</p> <p>※発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいいます。</p>
対 象 者	神奈川県域（政令市を除く）に住む本人あるいはその家族、教育機関、福祉施設、発達障害者を雇用する事業所等
問 合 先	<p>〒259-0157 足柄上郡中井町境 218 中井やまゆり園内</p> <p>電話 0465-81-0288（平日 8:30～17:15） / FAX 0465-81-3703</p> <p>URL <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/docs/a46/cnt/f984/index.html">http://www.pref.kanagawa.jp/docs/a46/cnt/f984/index.html</a></p>

## 高次脳機能障害支援普及事業

内 容	<p>神奈川県総合リハビリテーションセンターでは、相談支援コーディネーターを配置し、脳外傷や脳血管障害等により高次脳機能障害のある人への支援を行っています。</p> <p>① 本人・ご家族に対する個別支援（各種制度活用のためのアセスメント、障害特性を踏まえた支援プランの検討、利用者の社会参加支援）</p> <p>② 就労支援機関・地域福祉施設の活用支援や地域支援機関との協働支援等</p> <p>③ 神奈川リハビリテーション病院と連携し、ご本人やご家族等の障害理解の支援</p> <p>④ 通院グループ訓練(通院プログラムによる障害認識の向上や自身の回復、社会参加支援)</p> <p>※高次脳機能障害とは、中途脳損傷後に出現する記憶障害や注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等のことです。詳細は神奈川県リハビリテーション支援センターのホームページの「高次脳機能障害相談支援の手引き」をご覧ください。</p>
対 象 者	県内に住む本人とその家族、各種支援関係者
問 合 先	<p>〒243-0121 厚木市七沢 516 神奈川県リハビリテーション支援センター内</p> <p>電話 046-249-2612 (神奈川リハビリテーション病院総合相談室高次脳機能障害グループ)</p> <p>046-249-2602 (神奈川県リハビリテーション支援センター)</p> <p>URL <a href="http://www.chiiki-shien-hp.kanagawa-rehab.or.jp/">http://www.chiiki-shien-hp.kanagawa-rehab.or.jp/</a></p>

## ファックス、アプリ等による相談・連絡

### 110 番アプリシステム・FAX110 番

18 歳以上	身	知	精
18 歳未満	身	知	

内 容	<p>神奈川県警察本部では、言語や聴覚に障害のある方が、事件や事故にあったとき、警察に通報できるよう、110 番アプリシステムを運用しています。</p> <p>このシステムは、スマートフォン等を使用して文字や画像で警察へ 110 番通報を行う方法です（専用のアプリケーションプログラムをダウンロードしていただきます）。また、ファックスを利用した FAX110 番も常時運用しています。</p> <p>URL <a href="http://www.kanagawa110.jp">http://www.kanagawa110.jp</a></p> <p>FAX 0120-110221</p>
-----	--

### ファックス 119 番

内 容	<p>葉山町消防署では、ファックスを利用したファックス 119 番を実施しています。用紙は巻末資料に掲載されているもの、または消防署に備え付けてあるものをご利用ください。</p> <p>FAX 046-876-1863 (24 時間受付)</p>
-----	---

## 各種手帳

### 身体障害者手帳

18歳以上	身		
18歳未満	身		

内 容	身体に不自由があり、その状態が身体障害者福祉法で定める障害に該当すると認められる場合に、その程度に応じて1級から6級までの手帳が交付されます。各種の福祉サービスを受けるためには、この手帳が必要になります。
対象となる障害	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害がある方
障害の認定について	通常は、障害発生から3か月から6か月経過後に、障害が継続している場合を「障害が固定した」とみなし、身体障害者手帳申請のための診断書記載が可能になります。ただし、四肢切断や欠損等、永年の障害が見込まれるものについては、障害発生時からの申請も可能です。
申請手続	福祉課窓口で事前に相談のうえ、指定医師の診断書等の書類を添えて申請してください。（指定医師については窓口で確認してください）。 ①身体障害者手帳交付申請書 ②身体障害者診断書・意見書（指定医師が作成したものに限り。） ③写真（横3cm・縦4cm、上半身、無帽） 1枚 ④印鑑 ※①、②の用紙は福祉課窓口にあります。
変更・返還手続	① 住所・氏名が変わったとき（手帳、印鑑） ② 障害の程度が変化したときや、新たに障害が加わったとき（手帳、印鑑、診断書、写真） ③ 手帳を紛失・破損したとき、写真が古くなったとき（手帳、印鑑、写真） ④ 手帳が不要になったとき（手帳、印鑑）
問 合 先	福祉課 障害福祉係 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717

### 療育手帳

18歳以上	身		
18歳未満	身		

内 容	療育手帳は、知的障害のある方が一貫した療育・援護を受け、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。自己の身の回りの事柄への対応や社会生活への適応が困難な状態の程度に応じて、A1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）・B2（軽度）の判定がなされます。また、成長途上で状態の変化が見込まれる場合は、再判定が行われます。
対 象 者	児童相談所または県立総合療育相談センターで知的障害と判定された方
申請手続	交付申請には、児童相談所または総合療育相談センターでの判定が必要です。18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は総合療育相談センターで判定を受けていただきますが、18歳以上の方が療育手帳を申請する場合には、福祉課での面談が必要になりますので、事前にご相談ください。判定後、福祉課窓口での申請手続となります。 ①療育手帳交付申請書 ②写真（横3cm・縦4cm、上半身、無帽） 1枚 ③印鑑 ※ ①の用紙は福祉課窓口にあります。
変更・返還手続	① 住所・氏名が変わったとき（手帳、印鑑） ② 障害の程度が変化したときや、新たに障害が加わったとき（手帳、印鑑） ③ 手帳を紛失・破損したとき、写真が古くなったとき（手帳、印鑑、写真） ④ 手帳が不要になったとき、再判定で非該当になったとき（手帳、印鑑） ※ ②の場合、児童相談所または総合療育相談センターでの事前の判定が必要になります。
問 合 先	福祉課 障害福祉係 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717

# 精神障害者保健福祉手帳

18歳以上			精
18歳未満			

内 容	精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約があると認められた場合に、その程度に応じて1級から3級までの手帳が交付されます。手帳の有効期間は2年で、有効期限の3か月前から更新手続きができます。
対象となる疾患	統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神病、その他の精神疾患。ただし、精神障害を支給事由とする年金を受給中か、精神障害と診断された日から6か月以上経過していることが必要です。
申請手続	<p>町の福祉担当窓口で事前にご相談のうえ、写真等を添えて申請してください。</p> <p>① 精神障害者保健福祉手帳交付申請（届出）書</p> <p>② 次のア～イのいずれか</p> <p>ア 診断書（所定の様式：初診日から6か月以上経過していること）</p> <p>イ 年金証書（精神障害を支給事由とする年金）の写しと直近の年金振込通知書または年金支払通知書</p> <p>③ 同意書（上記イの場合）</p> <p>④ 写真（横3cm・縦4cm、上半身、無帽） 1枚</p> <p>⑤ 印鑑</p> <p>※①、②ア、③の用紙は福祉課窓口にあります。</p>
変更・返還手続	<p>① 住所・氏名が変わったとき（手帳、印鑑）</p> <p>② 障害の程度が変化したときや、新たに障害が加わったとき（手帳、診断書（障害年金受給の場合は年金証書及び直近の年金振込通知書または年金支払通知書）、写真、印鑑）</p> <p>③ 手帳を紛失・破損したとき、写真が古くなったとき（手帳、印鑑、写真）</p> <p>④ 手帳が不要になったとき（手帳、印鑑）</p>
問 合 先	福祉課 障害福祉係 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717

# 医 療

## 葉山町心身障害者医療費助成

18歳以上	身	知	精
18歳未満	身	知	

内 容	重度障害者が医療機関で保険診療を受ける場合、保険対象の自己負担分を助成します。
対 象 者	身体障害者手帳（1～2級）、療育手帳（A1・A2（知能指数35以下））、精神保健福祉手帳（1級）、身体障害者手帳（3級）でかつ療育手帳（B1（知能指数50以下））をお持ちの方。ただし、65歳以上で重度障害者になった方は除きます。
助 成 額	保険対象の自己負担分の全額 ※入院時の食事療養費や差額ベッド代、診断書料等は対象となりません。
適 用 方 法	医療機関の窓口で、町から交付する医療証を提示していただきます。もしくは、保険診療の自己負担分を医療機関窓口でお支払い後、その際の領収書を添付して福祉課に償還払い（指定口座への振込み）のご申請をいただきます。
手 続 に 必 要 な も の	＜医療証の交付＞ ① 障害者手帳 ②健康保険証 ③印鑑 ④振込口座がわかるもの ＜償還払い＞ ① 医療証 ②領収書（保険診療の自己負担分） ③印鑑
問 合 先	福祉課 障害福祉係 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717

## 自立支援医療（更生医療）

18歳以上	身		
18歳未満			

内 容	<p>身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される更生のための医療について、その費用の一部を助成します。</p> <p>＜手術等の事例＞</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>視 覚 障 害</td> <td>水晶体摘出手術、角膜移植術、虹彩切除術、網膜剥離手術等</td> </tr> <tr> <td>聴 覚 障 害</td> <td>外耳形成手術、人工内耳埋込術等</td> </tr> <tr> <td>音声・言語障害</td> <td>口唇形成術等</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由</td> <td>形成術、人工関節置換術等</td> </tr> <tr> <td>腎臓機能障害</td> <td>人工透析療法、腎臓移植術（抗免疫療法含む）等</td> </tr> <tr> <td>心臓機能障害</td> <td>心臓移植術、弁形成術、心内修復術等</td> </tr> <tr> <td>小腸機能障害</td> <td>中心静脈栄養法</td> </tr> <tr> <td>免疫機能障害</td> <td>抗HIV療法、免疫調節療法、その他HIV感染症に対する治療</td> </tr> <tr> <td>肝臓機能障害</td> <td>肝臓移植術（抗免疫療法含む）</td> </tr> </table> <p>※入院時の食事療養費や診断書料等は対象となりません。</p>	視 覚 障 害	水晶体摘出手術、角膜移植術、虹彩切除術、網膜剥離手術等	聴 覚 障 害	外耳形成手術、人工内耳埋込術等	音声・言語障害	口唇形成術等	肢体不自由	形成術、人工関節置換術等	腎臓機能障害	人工透析療法、腎臓移植術（抗免疫療法含む）等	心臓機能障害	心臓移植術、弁形成術、心内修復術等	小腸機能障害	中心静脈栄養法	免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調節療法、その他HIV感染症に対する治療	肝臓機能障害	肝臓移植術（抗免疫療法含む）
視 覚 障 害	水晶体摘出手術、角膜移植術、虹彩切除術、網膜剥離手術等																		
聴 覚 障 害	外耳形成手術、人工内耳埋込術等																		
音声・言語障害	口唇形成術等																		
肢体不自由	形成術、人工関節置換術等																		
腎臓機能障害	人工透析療法、腎臓移植術（抗免疫療法含む）等																		
心臓機能障害	心臓移植術、弁形成術、心内修復術等																		
小腸機能障害	中心静脈栄養法																		
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調節療法、その他HIV感染症に対する治療																		
肝臓機能障害	肝臓移植術（抗免疫療法含む）																		
対 象 者	18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方																		
利 用 者 負 担	10ページ「自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の費用負担」参照																		
手 続 に 必 要 な も の	① 障害者手帳 ② 健康保険証（国民健康保険は世帯全員分、国民健康保険以外は被保険者と受診者分） ③ 更生医療意見書 ④ 世帯の課税状況が確認できる書類 ⑤ 人工透析療法の場合は、特定疾病療養受療証の写し ⑥ 印鑑																		
問 合 先	福祉課 障害福祉係 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717																		

## 自立支援医療（育成医療）

18歳以上			
18歳未満	身		

内 容	身体に障害のあるお子さん、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患があるお子さんが、手術等の治療を受けることにより身体上の障害が軽減され、日常生活が容易にできるようになる場合、指定医療機関における治療等を受けるときに要する医療費の一部を公費により負担します。
対象となる疾患、障害	肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、内臓機能障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸または肝臓機能障害を除く内臓障害については先天性のものに限る）、免疫機能障害
対 象 者	身体に障害のある18歳未満の児童で、手術等による治療効果が期待できるもの。
利用者負担	10ページ「自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の費用負担」参照
手 続 に 必要なもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書</li> <li>② 自立支援医療（育成医療）意見書</li> <li>③ 世帯調書（国民健康保険加入世帯および非課税世帯）</li> <li>④ 保険証の写し（国民健康保険加入者は世帯全員分、国民健康保険加入者以外の方は被保険者と受診者分）</li> <li>⑤ 受診者の世帯の課税状況が確認できる書類（町民税課税証明書等で、国民健康保険加入者は世帯全員の分、国民健康保険加入者以外の方は被保険者のみ）なお、非課税世帯の場合は世帯の収入が確認できるもの（年金証書、特別児童手当証書等）</li> <li>⑥ 人工透析療法の場合は、特定疾病療養受療証の写し</li> </ol>
問 合 先	福祉課 障害福祉係 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717

## 自立支援医療（精神通院医療）

18歳以上			精
18歳未満			

内 容	精神疾患を有する方が指定医療機関で継続的に通院治療を受ける場合、医療費の一部を公費で負担します。また、医師からの指示がある場合は、精神科デイケアや訪問看護も該当します。
対 象 者	統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、その他の精神疾患を有する方
利用者負担	10ページ「自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の費用負担」参照
適 用 方 法	医療機関の窓口で自立支援医療受給者証を提示していただきます。ご利用できる指定医療機関及び薬局は原則1箇所ずつですが、途中で変更することもできます。なお、受給者証の有効期間は原則1年で、3か月前から更新手続きができます。
手 続 に 必要なもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書</li> <li>② 意見書 自立支援医療（精神通院医療用） ※平成22年度より、更新申請の際の意見書は2年に1度の提出となりました。 ただし、有効期間終了後1か月を超えて更新申請を行う場合は、意見書不要の場合でも、意見書の提出が必要になります。</li> <li>③ 保険証の写し（国民健康保険または後期高齢者医療制度加入者は世帯全員分、その他の保険に加入されている方は本人分と受診者分）</li> <li>④ 受診者の世帯の課税状況が確認できる書類、なお、町民税非課税世帯の場合、本人の所得が確認できる書類（年金支給決定通知書等）</li> <li>⑤ 世帯状況届（福祉課窓口にあります）</li> </ol>
問 合 先	福祉課 障害福祉係 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717

## 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の費用負担

○自立支援医療制度は、原則 1 割（保険診療に係るもの）を利用者の方にご負担いただく制度ですが、支払い続けることで結果的に利用者負担が過大になる場合があります。このため、所得区分に応じ一か月あたりの負担上限額が定められます。

所得区分	生活保護	低所得 1	低所得 2	中間所得 1	中間所得 2	一定所得以上
	町民税非課税世帯			町民税課税世帯		
月額上限 負担額	0 円	2,500 円	5,000 円	医療保険の自己負担限度額		公費負担対象外
	重度かつ継続に該当する場合					
				5,000 円	10,000 円	20,000 円※

※一定所得以上の方で重度かつ継続に該当する場合、当面の間は経過措置として、当該制度が適用されます。

低所得 1	町民税非課税世帯であって、障害者本人または障害児の保護者の収入が 800,000 円以下である場合該当します。
低所得 2	上記以外の町民税非課税世帯の方が該当します。
中間所得 1	町民税課税世帯であって、世帯の町民税所得割の合計額が 33,000 円未満の世帯の方
中間所得 2	町民税課税世帯であって、世帯の町民税所得割の合計額が 33,000 円以上 235,000 円未満の世帯の方
一定所得以上	町民税課税世帯であって、世帯の町民税所得割の合計額が 235,000 円以上の世帯の方
＜重度かつ継続の範囲＞	
① 疾病等から対象になる者	
○ 精神通院医療	
(1) 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）	
(2) 3 年以上の精神医療の経験を有する医師により、情動及び行動の障害または不安及び不穏状態の病状を示す精神障害のため、計画的・集中的な通院医療（状態の維持、悪化予防のための医療を含む。）を継続的に要すると診断された者として、認定を受けた者。	
○ 更生医療、育成医療・・・腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害	
② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者	
○ 精神通院医療、更生医療、育成医療・・・医療保険の高額療養費多数該当の者	
「世帯」について・・・自立支援医療制度における「世帯」とは医療保険単位で認定するため、住民票が同一でも異なる医療保険に加入している家族は、別世帯となります。	

## 精神障害者入院医療援護金

18歳以上				精
18歳未満				

内 容	<p>次の要件すべてに該当する方に、月額1万円が支給されます。</p> <p>① 神奈川県内（政令指定都市である横浜市、川崎市及び相模原市を除く）に住民登録または外国人登録がある方</p> <p>② 精神科病院及び一般病院の併設精神科病院に、精神保健福祉法に基づき、月の初日から末日まで入院している方</p> <p>③ ①、②に定める入院患者及びその入院患者と同一世帯に属する世帯員全員の前年分の所得税を合算した額が8万7千円以下の方。ただし、同一世帯で2人以上入院している場合は、入院患者数に8万7千円を乗じて得た所得税額以下の方。</p> <p>④ 医療費の自己負担額が月1万円以上の方（ただし、自己負担額の算定については、健康保険各法に基づく家族療養費の付加給付額を除いた額とします）。</p>
手 続	精神障害者入院医療援護金交付申請書、世帯全員の住民票、所得税額の証明書が必要です。詳しくは問合先へお問い合わせ願います。
問 合 先	神奈川県保健予防課 精神保健医療グループ TEL 045-210-1111

## 逗葉地域医療センター・障害者歯科診療

18歳以上	身	知		精
18歳未満	身	知		

内 容	<p>障害のある方の歯科診療や口腔衛生指導など相談から治療までできます。障害の程度により、大学病院等の医療機関の紹介、最寄りの歯科医院も紹介します。</p> <p>歯科診療体制は診療内容により次の体制にわかれます。</p> <p>一次診療 一般の歯科診療所の人員と整備で対応できるもの。</p> <p>二次診療 集約された人員と整備を整え、一時診療で診察が困難な患者を診察する、やや高次な内容をもつもの。</p> <p>三次診療 一次、二次で診療が困難な患者を対象とし、全身麻酔等を用いた診療等専門的包括的な内容をもつもの。</p>
-----	--

### 逗葉地域医療センターでは二次医療機関に準じる医療が提供できます

対 象 者	葉山町、逗子市にお住まいの障害児者 ※治療が必要でないと思われる人も受付しています。（予約制）
診 療 時 間	毎週水・木曜日 13:00～17:00
問 合 先	〒249-0003 逗子市池子字棧敷戸 1892-6 逗葉地域医療センター 歯科診療室 電話（歯科直通） 046-873-2368

## 特定疾患医療給付

18歳以上	身	知		精
18歳未満	身	知		

内 容	厚生労働省が定める指定難病の治療に対して、保険医療費の自己負担分を公費負担します。
対 象 者	神奈川県（政令市を除く）にお住まいで、指定難病に該当し公的医療保険に加入している方又は生活保護受給者
申 請 手 続	鎌倉保健福祉事務所で申請し、交付された受給者証と保険証等をもって受診してください。※指定難病等、詳しくは問合先へお問い合わせ願います。
問 合 先	鎌倉保健福祉事務所 保健予防課 電話 0467-24-3900 / FAX 0467-24-4379

## 特定疾病療養費の助成

18歳以上	身		
18歳未満	身		

内 容	高額な治療を長期間継続して行う必要がある方について、保険医療費の自己負担分を軽減します。
対 象 者	国民健康保険被保険者
対 象 と な る 疾 病	先天性血液凝固因子障害の一部（血友病） 人工透析を必要とする慢性腎不全 血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症
手 続	町民健康課にて申請し、交付された「特定疾病療養受療証」と保険証等をもって受診してください。
問 合 先	町民健康課 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717

## 国民健康保険高額療養費制度

18歳以上	身	知	精
18歳未満	身	知	

内 容	病院などの医療機関で、1 ヶ月に支払った保険診療の一部負担金が高額になり、自己負担限度額を超えたときには、その超えた分が国民健康保険より支給される制度です。自己負担限度額は、過去 12 カ月間で高額療養費に該当となった回数が 1～3 回目までと 4 回目以降で異なり、払い戻される額は所得や年齢等によって異なります。なお、保険診療対象外の差額ベッド代や、入院時の食事代等は支給対象にはなりません。
支 給 方 法	<p>&lt;医療機関窓口で限度額までのお支払いとする場合&gt;</p> <p>限度額適用認定証を医療機関の窓口に表示することにより、お支払いいただく自己負担額が限度額までになります。</p> <p>あらかじめ町民健康課に申請することにより、限度額適用認定証をお渡します。</p> <p>認定証の有効期間は申請した日の初日から毎年 7 月末日（原則）までです。</p> <p>&lt;医療機関窓口で一度ご負担いただいた後、超過分を請求していただく場合&gt;</p> <p>医療機関の窓口で一度ご負担いただいた後、町民健康課に払い戻しの申請をしていただきます。該当する方には、申請書をお送りしますので、必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒により郵送してください。</p>
対 象 者	国民健康保険被保険者
問 合 先	町民健康課 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717

葉山町の国民健康保険被保険者以外の方は、加入している健康保険に問い合わせ下さい。

## 後期高齢者医療制度の限度額の適用及び 標準負担額の減額

18歳以上	身	知	精
18歳未満	身	知	

内 容	所得の低い高齢者が安心して医療を受けられるよう、あらかじめ限度額適用等の手続きをすることで、窓口で支払う自己負担額の限度額が引き下げられます。
対 象 者	後期高齢者医療被保険者
手 続	町民健康課にて申請し、交付された「限度額適用・標準負担額減額認定証」と保険証等をもって受診してください。
問 合 先	町民健康課 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717

## 入院時食事療養費の標準負担額の減額

18歳以上	身	知	精
18歳未満	身	知	

内 容	所得の低い方が安心して医療を受けられるよう、あらかじめ限度額適用等の手続きをすることで、窓口で支払う入院時の食事療養費の負担額が減額されます。
対 象 者	国民健康保険被保険者、後期高齢者医療被保険者
手 続	町民健康課にて申請し、交付された「標準負担額減額認定証」と、保険証等を持って受診してください。
問 合 先	町民健康課 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717

# 年 金

## 障害基礎年金

18歳以上	身	知	精
18歳未満			

内 容	<p>国民年金加入中に、病気やケガで障害が残ったときや、20歳前の事故や疾病等で、障害認定日に政令で定められている障害（国民年金の障害等級1級・2級）の状態になった場合に障害基礎年金が受給されます。詳しくは問合先へお問い合わせ願います。</p>												
年 金 を 受 け ら れ る 要 件	<p>① 初診日（病気やケガで始めて医師の診療を受けた日）において、国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していること。</p> <p>② (1)、(2)次のいずれかの要件を満たしていること。</p> <p>(1)初診日の属する月の前々月までの公的年金の加入期間のうち、保険料納付期間（保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間も含む）が3分の2以上であること。</p> <p>(2)初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納が無いこと。</p> <p>③ 障害認定日(原則として、初診日から1年6か経過した日、または1年6か月以内に症状が固定した日)に、政令で定められている等級表の1級または2級の障害の状態になっていること。または、障害認定日に該当しなかった方が65歳の前日までに該当するようになり、請求したとき。</p> <p>◇20歳前に初診日がある場合、20歳に達したときに③の要件を満たしていれば、障害基礎年金を受けられます(満20歳になった日が障害認定日)。</p> <p>※20歳前の初診日により障害基礎年金を受給している者は、所得が一定の額を超える場合は支給されません。また、障害基礎年金の他に公的年金の受給権がある場合等には支給の制限があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">扶養親族等の数</th> <th style="width: 35%;">本人所得（全部停止）</th> <th style="width: 40%;">本人所得（一部停止）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0人</td> <td style="text-align: center;">4,621,000円</td> <td style="text-align: center;">3,604,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">5,001,000円</td> <td style="text-align: center;">3,984,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2人～</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">以下1人増すごとに380,000円を加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一部（1/2）支給停止とは、年金額1/2支給のこと。</p>	扶養親族等の数	本人所得（全部停止）	本人所得（一部停止）	0人	4,621,000円	3,604,000円	1人	5,001,000円	3,984,000円	2人～	以下1人増すごとに380,000円を加算	
扶養親族等の数	本人所得（全部停止）	本人所得（一部停止）											
0人	4,621,000円	3,604,000円											
1人	5,001,000円	3,984,000円											
2人～	以下1人増すごとに380,000円を加算												
年 金 額 (令和3年度)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">1級</th> <th style="width: 50%;">2級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">976,125円（月額81,343円）</td> <td style="text-align: center;">780,900円（月額65,075円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「1級、2級」は「国民年金法」にある等級です。</p>	1級	2級	976,125円（月額81,343円）	780,900円（月額65,075円）								
1級	2級												
976,125円（月額81,343円）	780,900円（月額65,075円）												
子 の 加 算 額	<p>障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている18歳までの子（18歳の誕生日後の3月31日まで）、または20歳未満で1級・2級の障害の状態にある子は、下記加算額の対象になります（平成23年4月より、障害年金を受ける権利が発生した後に、結婚や子の出生等により加算要件を満たさず場合にも、届出により新たに加算されることになりました）。なお、同一の子を対象とした児童扶養手当と障害年金の子の加算については一律に子の加算が優先されますが、子の加算額が児童扶養手当の額を下回る場合には、その差額分の児童扶養手当を受け取れます。詳しくは下記問合せ先へお問い合わせ下さい。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">1人・2人（1人につき）</th> <th style="width: 50%;">3人目以降（1人につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">224,700円（月額18,725円）</td> <td style="text-align: center;">74,900円（月額6,241円）</td> </tr> </tbody> </table>	1人・2人（1人につき）	3人目以降（1人につき）	224,700円（月額18,725円）	74,900円（月額6,241円）								
1人・2人（1人につき）	3人目以降（1人につき）												
224,700円（月額18,725円）	74,900円（月額6,241円）												
問 合 先	<p>町民健康課 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717          横須賀年金事務所 電話 046-827-1251 / FAX 046-827-2200</p>												

## 障害厚生年金

18歳以上	身	知	精
18歳未満			

内 容	厚生年金加入中に初診日のある病気やケガで障害基礎年金に該当する障害(1級・2級)が生じたときに、障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。
年金を受けられる要件	<p>① 初診日(病気やケガで始めて医師の診療を受けた日)に厚生年金の加入者であること。</p> <p>② (1)、(2)次のいずれかの要件を満たしていること。</p> <p>(1)初診日の属する月の前々月までの公的年金の加入期間のうち、保険料納付期間(保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間も含む)が3分の2以上であること。</p> <p>(2)初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納が無いこと。</p> <p>③ 障害認定日に厚生年金で定める障害等級に該当していること。</p>
給 付 (令和3年度)	<p>○ 障害厚生年金は、障害の程度に応じて、1級、2級、3級があり、その他に障害手当金(一時金)があります。</p> <p>○ 1級または2級の障害厚生年金を受けられるときは、障害基礎年金も併給されます。</p> <p>○ 3級と障害者手当金には最低保障があります。(例：3級の最低保障 585,700円)</p> <p>※詳しくは下記へお問い合わせをお願いします。</p>
問 合 先	〒238-8555 神奈川県横須賀市米が浜通 1-4 Flos 横須賀 横須賀年金事務所 電話 046-827-1251 / FAX 046-827-2200

## 特別障害給付金

18歳以上	身	知	精
18歳未満			

内 容	<p>次の条件を満たす方に支給されます。</p> <p>① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生。</p> <p>② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった、厚生年金に任意加入していなかった方等の配偶者。</p> <p>上記の①または②に該当し、かつ、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日(障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日)があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害の状態に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要があります。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる方は対象外です。</p> <p>詳しくは問合せ先へお問い合わせをお願いします。</p>
支 給 額 (令和元年度)	<p>障害基礎年金1級に該当する方 月額 52,450円 (2級の1.25倍)</p> <p>障害基礎年金2級に該当する方 月額 41,960円</p> <p>※所得により全額又は半額、支給制限となる場合があります。</p> <p>※給付金の支給を受けた方は、申請により国民年金保険料の免除を受けることができます。</p>
問 合 先	○〒238-8555 神奈川県横須賀市米が浜通 1-4 Flos 横須賀 横須賀年金事務所 電話 046-827-1251 / FAX 046-827-2200

# 手 当 等

## 葉山町在宅心身障害者手当

18 歳以上	身	知	精
18 歳未満	身	知	

内 容	毎年 4 月 1 日現在、町内在住で住民登録のある、身体障害者手帳、療育手帳（知的障害と判定された方含む）、精神障害者保健福祉手帳を保持している方に対し、年一回手当を支給します。ただし、社会福祉施設に入所中の方、または 65 歳以上で各種手帳を新規に取得した方（平成 20 年度に手当の支給を受けていた方を除く）は対象となりません。										
支 給 額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 70%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">支 給 額</th> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <b>重度障害者</b>                      （20 歳未満の身体障害 1・2 級、知能指数 35 以下、身体障害 3 級で知能指数 36～50 以下、精神障害 1 級）                 </td> <td style="padding: 5px;">年 額 25,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <b>中度障害者</b>                      （身体障害 3 級、知能指数 36～40 以下、身体障害 4 級で知能指数 41～50 以下、精神障害 2 級）                 </td> <td style="padding: 5px;">年 額 15,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <b>軽度障害者</b>                      （身体障害 4・5・6 級、知能指数 41～75 以下、知能指数 76～91 以下で自閉症の方、精神 3 級）                 </td> <td style="padding: 5px;">年 額 10,000 円</td> </tr> </table>	区 分	支 給 額	<b>重度障害者</b> （20 歳未満の身体障害 1・2 級、知能指数 35 以下、身体障害 3 級で知能指数 36～50 以下、精神障害 1 級）	年 額 25,000 円	<b>中度障害者</b> （身体障害 3 級、知能指数 36～40 以下、身体障害 4 級で知能指数 41～50 以下、精神障害 2 級）	年 額 15,000 円	<b>軽度障害者</b> （身体障害 4・5・6 級、知能指数 41～75 以下、知能指数 76～91 以下で自閉症の方、精神 3 級）	年 額 10,000 円	※65 歳以上で等級変更を行った場合は、変更前の等級に応じた額が支給されず（軽減を除く）。	
区 分	支 給 額										
<b>重度障害者</b> （20 歳未満の身体障害 1・2 級、知能指数 35 以下、身体障害 3 級で知能指数 36～50 以下、精神障害 1 級）	年 額 25,000 円										
<b>中度障害者</b> （身体障害 3 級、知能指数 36～40 以下、身体障害 4 級で知能指数 41～50 以下、精神障害 2 級）	年 額 15,000 円										
<b>軽度障害者</b> （身体障害 4・5・6 級、知能指数 41～75 以下、知能指数 76～91 以下で自閉症の方、精神 3 級）	年 額 10,000 円										
問 合 先	福祉課 障害福祉係    電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717										

## 特別障害者手当・障害児福祉手当

18 歳以上	身	知	精
18 歳未満	身	知	

内 容	<p>【特別障害者手当】</p> <p>○日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障害者(20 歳以上)に支給されず。</p> <p>○病院または診療所に継続して 3 か月を超えて入院している場合や、施設に入所されている場合は、資格喪失となります。</p> <p>【障害児福祉手当】</p> <p>○日常生活において、常時の介護を必要とする在宅重度障害児(20 歳未満)に支給されます。</p> <p>○病障害を支給事由とする年金を受給している場合や、施設等に入所されている場合は、資格喪失となります。</p> <p>※特別障害者手当・障害児福祉手当は、所得が一定の額を超える場合は支給停止となります。</p>																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th rowspan="2" style="width: 25%;">扶養親族等の数</th> <th colspan="2" style="width: 75%;">前年分所得額</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">本人（請求）</th> <th style="width: 25%;">配偶者及び扶養義務者</th> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">0 人</td> <td style="padding: 5px;">3,604,000 円</td> <td style="padding: 5px;">6,287,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1 人</td> <td style="padding: 5px;">3,984,000 円</td> <td style="padding: 5px;">6,536,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 人</td> <td style="padding: 5px;">4,364,000 円</td> <td style="padding: 5px;">6,749,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備考</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">                     ※以下、1 人増すごとに、本人の場合 380,000 円、                      配偶者等の場合 213,000 円を加算します。                      ※扶養親族に特定扶養親族や老人扶養親族等がいる場合は加算があります。                 </td> </tr> </table>	扶養親族等の数	前年分所得額		本人（請求）	配偶者及び扶養義務者	0 人	3,604,000 円	6,287,000 円	1 人	3,984,000 円	6,536,000 円	2 人	4,364,000 円	6,749,000 円	備考	※以下、1 人増すごとに、本人の場合 380,000 円、 配偶者等の場合 213,000 円を加算します。 ※扶養親族に特定扶養親族や老人扶養親族等がいる場合は加算があります。			
扶養親族等の数	前年分所得額																			
	本人（請求）	配偶者及び扶養義務者																		
0 人	3,604,000 円	6,287,000 円																		
1 人	3,984,000 円	6,536,000 円																		
2 人	4,364,000 円	6,749,000 円																		
備考	※以下、1 人増すごとに、本人の場合 380,000 円、 配偶者等の場合 213,000 円を加算します。 ※扶養親族に特定扶養親族や老人扶養親族等がいる場合は加算があります。																			
	<p>手帳等級と直接関係するものではありませんが、次のいずれかに該当する場合は、対象の障害要件を具備する可能性があります。</p>																			

該当する 障害程度	<b>【特別障害者手当】</b> ○障害基礎年金1級相当の障害の重複する方 ○障害基礎年金1級相当の障害があり、かつ、それ以外の障害基礎年金2級相当の障害が重複する方 ○障害基礎年金1級相当の肢体の障害があり、かつ、日常生活動作能力の評価が極めて低い方 ○常時安静又は就床を要する疾病や日常生活がほとんどできない精神障害者等上記に準ずる障害者 <b>【障害児福祉手当】</b> ○身体障害者手帳1級又は2級の一部 ○療育手帳A1又はA2の一部 ○常時介護を要する上記に準ずる疾病を有する者及び精神障害者
手 当 額	<b>【特別障害者手当】</b> 月額 27,350 円 <b>【障害児福祉手当】</b> 月額 14,880 円 (令和3年4月1日現在) 支払月 2、5、8、11月
問 合 先	鎌倉保健福祉事務所 保健福祉課 電話 0467-24-3900 / FAX 0467-24-4379

## 神奈川県在宅重度障害者等手当

18歳以上	身	知	精
18歳未満	身	知	

支 給 対 象 者	基準日（毎年8月1日）時点で下記の①～⑤の全ての要件を満たす方	
	要 件	支 給 額
	① 障害要件	次の1または2に当てはまる方 1 次の3障害のうち、2つ以上にあてはまる方 ・身体障害者手帳1級または2級を交付された方 ・療育手帳A1またはA2の判定（知能指数35以下）を受けた方 ・精神障害者保健福祉手帳1級を交付された方 2 身体障害者手帳1級または2級+療育手帳B1（知能指数50以下）を交付された方 3 身体障害者手帳3級+療育手帳B1（知能指数50以下）+精神障害者保健福祉手帳1級を交付された方 4 特別障害者手当または障害児福祉手当を受給している方
	② 住所要件	基準日時点で、6か月以上、神奈川県内に継続してお住まいの方
	③ 在宅要件	基準日の前日までの1年間（申請前年の8月1日から申請年の7月31日）に、継続して3か月を超えて医療機関や施設に入院（所）していない方 ※医療機関や施設とは、20歳以上の方には特別障害者手当の、20歳未満の方には、障害児福祉手当の基準を適用します。
	④ 年齢要件	次のうち、1つでもあてはまる方 (1)65歳よりも前に、身体障害者手帳の交付を受けている方 (2)65歳よりも前に、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (3)65歳よりも前に療育手帳の交付を受けている、または児童相談所や更生相談所において知的障害者と判定されている方 (4)65歳よりも前から、特別障害者手当または障害児福祉手当を受けている方 ※平成21年度の県手当受給者は、年齢要件の対象になりません。
⑤ 所得要件	手当の受給年度の前年所得が基準となる額を超えない方 ※基準となる額は、20歳以上の方については特別障害者手当の、20歳未満の方については、障害児福祉手当の基準が適用されます。	
支 給 額	月額 60,000 円（支給月 1 月末）	
問 合 先	福祉課 障害福祉係 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717	

## 児童扶養手当

18歳以上				精
18歳未満	身	知		

内 容	<p>○離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童※や父又は母が重度の障害の状態にある児童を、父母又は父母に代わって養育している人に支給されます。</p> <p>※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童。(政令で定める中程度以上の障害がある場合には、20歳未満の児童。)</p> <p>○所得が一定の額を超える場合は手当の一部または全部が支給されません。</p>			
	扶養親族の数(16歳未満の児童も含む)	請求者(受給者)		配偶者及び扶養義務者
		全部支給	一部支給	
	0人	490,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満
	1人	870,000円未満	2,300,000円未満	2,740,000円未満
	2人	1,250,000円未満	2,680,000円未満	3,120,000円未満
	3人	1,630,000円未満	3,060,000円未満	3,500,000円未満
	4人	2,010,000円未満	3,440,000円未満	3,880,000円未満
	5人目以降	1人につき380,000円を加算		
	詳しくは問合先へお問い合わせ願います。			
手 当 額	区分	児童1人	児童2人目以降の加算額	児童3人目以降の加算額
	全部支給	43,160円	10,190円	6,110円
	一部支給	43,150円～10,180円	10,180円～5,100円	6,100円～3,060円
問 合 先	子ども育成課 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717			

## 特別児童扶養手当

18歳以上				精
18歳未満	身	知		

内 容	<p>○20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。</p> <p>○対象児童が児童福祉施設等に入所しているとき、対象児童の障害を事由として公的年金を受給しているとき、前年の所得が限度額を超えるときは支給されません。(所得制限)</p>		
	扶養親族等の数	本人(請求者)	配偶者及び扶養義務者
	0人	4,596,000円未満	6,287,000円未満
	1人	4,976,000円未満	6,536,000円未満
	2人	5,356,000円未満	6,749,000円未満
	3人	5,736,000円未満	6,962,000円未満
	4人	6,116,000円未満	7,175,000円未満
	5人目以降	以下、1人増すごとに、本人の場合380,000円、配偶者等の場合213,000円を加算	
	○詳しくは問合先へお問い合わせ願います。		
手 当 額	月額 1級 対象児童1人につき52,500円 2級 対象児童1人につき34,970円		
問 合 先	子ども育成課 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717		

## 心身障害者扶養共済制度

18歳以上			精
18歳未満	身	知	

内 容	障害者を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または著しい障害を有する状態となったとき、扶養していた障害者に年金を支給するものです。1人の障害者につき2口まで加入できます。
加入資格	将来独立自活することが困難な知的障害者、身体障害者（1級～3級）、一定以上の精神または身体に永続的な障害を有する方の保護者で、次の条件に該当する方 1 住所が県内（横浜市内及び川崎市内を除く）にあること。 2 65歳未満であること。（年齢は毎年4月1日における年齢） 3 特別の疾病または障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
掛 金	加入時の年齢により段階があります。 ※加入者が生活困窮等により掛金の支払が困難な場合、要件によって掛金の免除または減免を受けることができます。（詳しくはお問合せください）
年金等の給付	○加入者が障害者の生存中に死亡、または著しい障害を有する状態となったとき、加入者の扶養していた障害者に1口加入の場合は毎月2万円、2口加入の場合は毎月4万円の年金を支給します。 ○1年以上加入した後に、加入者の生存中に障害者が死亡した場合は、加入者に加入期間に応じて1口5～25万円の弔慰金を支給します。 ○5年以上加入した後に、加入者が脱退の申し出をしたとき、または掛金の口数の減少の申し出をした時は、加入期間に応じて1口7万5千円～25万円の脱退一時金を支給します。
問 合 先	福祉課 障害福祉係 電話 046-876-1111 FAX 046-876-1717

## 福祉手当（経過措置）

18歳以上	身	知	
18歳未満			

内 容	昭和61年3月31日において、20歳以上の従来の福祉手当受給資格者の方で、昭和61年4月1日において特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない方は、引き続き支給要件に該当する間に限って従来通り福祉手当が支給されます。 詳しくは問合先へお問い合わせ願います。
手 当 額	月額 14,880円（令和2年4月1日現在） 支払月 2、5、8、11月
問 合 先	鎌倉保健福祉事務所 電話 0467-24-3900 FAX 0467-24-4379

## ニュー福祉定期貯金制度

内 容	ゆうちょ銀行では、障害基礎年金等の給付を受けている方を対象にニュー福祉定期貯金の取り扱いを行っています。
対象預金	預入期間が1年の定期貯金
利 率	ニュー定期郵便貯金（預入期間1年）の約定利率にゆうちょ銀行所定の利率を上乗せ
手 続	印鑑、年金証書等をお持ちになって窓口にお申し出ください。 詳しくは問合先へお問い合わせ願います。
問 合 先	最寄りのゆうちょ銀行

# 税金の控除

## 障害者控除

18歳以上	身	知	精
18歳未満	身	知	

障害の種類 区分	身体障害		知的障害 知能指数		精神障害		障害者 控除額 (円)
	1・2級	3～6級	A1・A2	B1・B2	1級	2・3級	
	納税義務者	■	■	■	■	■	
控除対象配偶者 または扶養家族	■	■	■	■	■	■	27 (26) 万
同居の控除対象配偶者 または扶養家族	■	■	■	■	■	■	75 (53) 万

( ) 内は住民税

☆内 容 所得税額等の計算の基礎となる所得から一定額が控除されます。

☆窓 口 所得税 鎌倉税務署 電話 0467-22-5591  
 住民税 税務課 電話 876-1111 FAX 876-1717  
 \* 給与所得者の場合は、勤務先の給与担当

## 医療費控除

18歳以上	身	知	精
18歳未満	身	知	

次の費用は医療費控除の対象となります。

内 容	①人工肛門または尿路変向（更）のストマを有しているため、ストマケアが治療上必要と医師が証明する場合、ストマ用装具代
窓 口	②医師の診療と一体的に提供される在宅介護サービスについて、その介護人に要する費用
窓 口	鎌倉税務署 電話 0467-22-5591

## 相続税に関する障害者控除

18歳以上	身	知	精
18歳未満	身	知	

☆内 容 相続人が障害者である場合、相続税額から一定額が控除されます。

障害 区分	身体障害						知的障害		精神障害			控除額
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1 A2	B1 B2	1級	2級	3級	
相 続 人	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	20万円×(85歳に達するまでの年数)
相 続 人	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	10万円×(85歳に達するまでの年数)

☆窓 口 鎌倉税務署 電話 0467-22-5591

## 贈与税の非課税

18 歳以上	身	知	精
18 歳未満	身	知	

内 容	一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、信託受益権の価格のうち、特別障害者である特定障害者の方については 6000 万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については 3000 万円までは贈与税はかかりません。
窓 口	鎌倉税務署 電話 0467-22-5591

## 事業税の非課税

18 歳以上	身		
18 歳未満			

内 容	両眼の視力を喪失した方または両眼の視力が 0.06 以下である方が、あん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復、その他の医業に類する事業を行う場合、個人事業税が非課税になります。
窓 口	鎌倉税務署 電話 0467-22-5591

## 事業税の減免

18 歳以上	身		
18 歳未満			

内 容	身体障害者手帳 1 級から 4 級までの交付を受けた方が事業を行う場合で、その身体障害が事業の運営に著しい影響を及ぼしていると認められるときは、個人事業税が減免されます。
窓 口	鎌倉税務署 電話 0467-22-5591

## 自動車税・自動車取得税の減免

18歳以上	身	知	精
18歳未満	身	知	

☆内 容 障害者の方または障害者の方と生計を一にする方が所有し、通院や通学等の日常生活において、障害者の方がもっぱら使用する自動車に対する自動車税・自動車取得税が減免されます。

☆対 象 者 (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方で、次の表の区分による障害の級別に該当する方

障害の区分		障害の級別
視覚		1級から3級、4級の1
聴覚		2級、3級
平衡機能		3級、5級
音声または言語機能		3級
上肢		1級、2級
下肢		1級から6級
体幹		1級から3級、5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢機能	1級、2級
	移動機能	1級から6級まで
心臓機能		1級、3級、4級
じん臓機能		
呼吸器機能		
ぼうこうまたは直腸の機能		
小腸の機能		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		1級から4級まで
肝臓機能		

(2) 療育手帳の交付を受けている方で、障害程度がA1、A2の方

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害の級別が1級である方

☆対象車両 もっぱら障害者の方が使用される自動車で、次の①～⑤の区分に該当する場合は対象

区分	自動車を取得（所有）する方	自動車をもっぱら運転する方
①	障害者の方	障害者の方
②	障害者の方	障害者の方と生計を一にする方
③	障害者の方と生計を一にする方	障害者の方
④	障害者の方と生計を一にする方	障害者の方と生計を一にする方
⑤	身体障害者等のみで構成される世帯の障害者の方	障害者の方を常時介護する方

☆減 免 額 ○自動車税の減免額

年税額で45,400円を限度とする。

(年税額が45,400円を越える自動車については、その越えた部分の税額を納付)

○自動車税・自動車取得税の減免額

課税標準額で300万円（税率が3%の場合は、税額で9万円）を限度とする。

※8 ナンバー車で自動車検査証の車体の形状欄に「車いす移動車」と記載されているもの等一部の自動車については、減免限度額にかかわらず、税額を全額免除します

- ☆必要なもの
- ・ 障害者に係る自動車取得税・自動車税減免申請書
  - ・ 障害者に係る自動車取得税・自動車税減免申請書内容確認書
  - ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
  - ・ 運転免許証
  - ・ 自動車車検証
  - ・ 印鑑（自動車の所有者の方のもの）

○その他必要なもの

上記対象車両の区分②～④に該当し、障害者の方が障害者の方と生計を一にする方と別に居住している場合または⑤に該当する場合

お住まいの状況		必要な書類
対象車両の区分②～④に該当する場合	障害者の方が福祉施設に入所していない	・ 障害者の方と生計を一にすることが確認できる書面（所得税確定申告書の控え等）
	障害者の方が福祉施設に入所している	・ 障害者の方と生計を一にすることが確認できる書面（所得税確定申告書の控え等） ・ 障害者の方が入所している施設の長が発行した証明書
区分⑤に該当する場合		・ 窓口へお問い合わせ願います。

☆窓 口 横須賀県税事務所 電話 046-823-0210 / FAX 046-823-5458

※軽自動車税については税務課 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717

## 施設入所者の一時帰宅用自動車の減免

☆内 容 障害福祉施設に入所している障害者の方を養護する方またはその方と生計を一にする方が、障害福祉施設が作成する個別支援計画に基づく、障害者の方の一時帰宅（年間24日以上のものに限ります。）のために使用する自動車（自動車検査証に「事業用」と記載されている自動車、リース車は減免の対象となりません。）について自動車税が減免されます。

☆対 象 者 自動車税・自動車取得税の減免と同じ。

☆減 免 額 自動車税額の2分の1の額（年税額で22,700円が限度）

☆必 要 書 類 ①減免申請書

②身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

③自動車検査証

④一時帰宅日数等を証する障害福祉施設長の証明書

⑤障害者を養護する方であることが確認できるもの

（障害者手帳（保護者が記載されているもの）または入所決定通知書等）

⑥障害者を養護する方と生計を一にする方が申請する場合は、その事実が確認できる住民票謄本（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）、健康保険証等

☆窓 口 横須賀県税事務所 電話 046-823-0210 / FAX 046-823-5458

## 税関係機関

税金の減免等に関する詳しい内容や相談、申請については、次の機関にお問合せください。

種類	問い合わせ先	電話/FAX
国税（所得税、相続税）	鎌倉税務署 鎌倉市佐助 1-9-30	電話 0467-22-5591 FAX 0467-25-1135
県税（県民税、自動車税、 自動車取得税、個人事業税）	横須賀県税事務所 横須賀市日の出町 2-9-19	電話 046-823-0210 FAX 046-823-5458
地方税（町民税、軽自動車税）	葉山町役場税務課 葉山町堀内 2135	電話 046-876-1111 FAX 046-876-1717

## 公共料金等の割引

### JR 鉄道運賃の割引

☆内 容 JR の鉄道運賃が次のとおり減免されます。

18 歳以上	身	知
18 歳未満	身	知

	乗車形態	本人の年齢	割引対象	割引率
第 1 種 障 害 者	本人が、単独で片道 100 km を超える区間を乗車する場合	制限なし	普通乗車券	5 割引
	本人が、介護者とともに乗車する場合（距離の制限なし）	12 歳未満	普通乗車券、回数乗車券、急行券（特別急行券を除く）	本人、介護者とも 5 割引
		12 歳以上	定期乗車券	介護者のみ 5 割引
第 2 種 障 害 者	本人が、単独で片道 100 km を超える区間を乗車する場合	制限なし	普通乗車券	5 割引
	本人が、介護者とともに乗車する場合（距離の制限なし）	12 歳未満	定期乗車券	介護者のみ 5 割引

※介護者に対しては通勤定期乗車券を発売

☆対 象 者 身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方

☆手 続 窓口到手帳提示。なお、12 歳以上の第一種手帳所持者が、介護者とともに、100 km までの区間に乗車船する場合には、自動販売機で購入した小児乗車券の利用も可能

☆窓 口 各駅の乗車船券販売窓口

18 歳以上	身	知
18 歳未満	身	知

### 私鉄・横浜市営地下鉄等運賃の割引

☆内 容 JR 運賃にほぼ準じた取扱いがなされています。なお、横浜市営地下鉄、シーサイドラインには、単独利用の場合の 101 km 以上の利用条件はありません。

☆対 象 者 身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方

☆手 続 窓口到手帳を提示

※会社により内容・取扱いが異なりますので、詳しくは各窓口へお問い合わせください。

☆窓 口 各駅の乗車券販売窓口

18 歳以上	身	知
18 歳未満	身	知

### バス運賃の割引

☆内 容 路線バスの運賃が次のとおり割引されます。

（割引乗車券の種類と割引率）

割引乗車券額		割引率	
		本人	介護者
普通 乗車券	単独用	5 割	
	介護付用	5 割	5 割
定期 乗車券	単独用	3 割	
	介護付用	3 割	3 割

☆対 象 者 身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方

☆手 続 運賃割引証の提示等（割引証の発行は福祉課）、手帳の提示

☆窓 口 定期については各交通機関窓口

## タクシー運賃の割引

18歳以上	身	知	精
18歳未満	身	知	

- ☆内 容 タクシー運賃が10%割引になります。(迎車料等は割引されません。)
- ☆対 象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方  
 ※一部タクシー会社は精神障害者保健福祉手帳では割引にならない場合があります。  
 ※葉山町が発行するタクシー券と併せて利用できます。
- ☆手 続 手帳に添付されている写真により本人確認を実施します。
- ☆問 合 先 関東運輸局自動車交通部旅客第2課 電話 045-211-7246 FAX 045-201-8802

## ETC及び有料道路通行料金の割引

18歳以上	身	知	
18歳未満	身	知	

- ☆内 容 有料道路の通行料金の割引になります。
- ①身体障害者自らが運転する乗用自動車、ライトバン等  
 (本人または本人と生計を一にする者が所有するもの)
- ②第1種の身体障害者手帳若しくはA1またはA2の療育手帳所持者が乗車し、その移動のために介護者が運転する乗用自動車、ライトバン等  
 (本人または本人と生計を一にする方または日常的に介護している方が所有するもの)  
 ※なお、いずれの場合も1人1台で、営業用の車両は除かれます。
- ☆対 象 者 ①自ら運転する身体障害者(全ての障害者)  
 ②障害者ご本人以外の方が運転し、障害者ご本人が同乗される場合(第1種の身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方)
- ☆手 続 福祉課で申請後、手帳への記載を受け、料金所で利用のつど、身体障害者手帳及び療育手帳を提示してください。  
 ETCでの利用も可能です。ETC利用対象者証明書を発行しますので、窓口に備え付けの封筒にて道路事業者に申し込んでください。

### ☆必要書類等

- (1) ETCをご利用にならない場合
- ① 身体障害者手帳または療育手帳
  - ② 自動車検査証または軽自動車届出証
  - ③ 運転免許証(障害者ご本人が運転される場合のみ)
- (2) ETCをご利用になる場合
- ① 身体障害者手帳または療育手帳
  - ② 自動車検査証または軽自動車届出証
  - ③ 運転免許証(障害者ご本人が運転される場合のみ)
  - ④ ETCカード(障害者ご本人名義のもの)
  - ⑤ ETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETC車載器セットアップ申込書・証明書等)

- ☆窓 口 福祉課 障害福祉係 電話 876-1111 FAX 876-1717

## 航空運賃の割引

18歳以上	身	知	精
18歳未満	身	知	

- ☆内 容 運賃が割引になります。ただし、割引適用範囲や割引運賃額は事業者または路線等によって異なりますので、詳細は各航空会社の営業所及び代理店等にお問い合わせください。
- ☆対 象 者 満 12 歳以上で身体障害者、知的障害者、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び介護者
- ☆窓 口 各航空会社カウンター、営業所及び指定代理店
- ☆そ の 他 町ホームページに厚生労働省からの通知を掲載しています。  
[https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/fukushi/5/1/1\\_1/1167.html](https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/fukushi/5/1/1_1/1167.html)

## フェリー等運賃の割引

18歳以上	身	知	精
18歳未満	身	知	

- ☆内 容 障害者及び介護者の運賃がおおむね5割引になります。ただし、フェリー会社により割引範囲が異なりますので、詳しくは各フェリー会社にお問い合わせください。

## NHK放送受信料の免除

18歳以上	身	知	精
18歳未満	身	知	

☆内 容 次に該当する場合、受信料(地上放送契約、衛星放送契約)が全額または半額免除になります。

全 額 免 除	半 額 免 除
「身体障害者」・「知的障害者」・「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税(住民税)非課税の場合	(1) 視覚・聴覚障害者が世帯主の場合 (2) 重度の障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者)が世帯主の場合

☆手 続 NHK または町の窓口にある申請書に必要な事項を記入し、町の証明を受けたうえ、申請書をNHKに提出(郵送)してください。

☆窓 口 NHK ふれあいセンター 電話 0570-077077 / FAX 045-522-3044

## 水道料金の減免

18歳以上	身	知	精
18歳未満	身	知	

☆内 容 県営水道を利用している次の世帯は、基本料金及び基本料金に係る消費税相当額が減免になります。

減 免 対 象 世 帯	手続に必要な書類
(1) 児童扶養手当を受給している世帯	水道料金領収書
(2) 特別児童扶養手当を受給している世帯	手当証書
(3) 療育手帳A1 またはA2 程度と判定された者がいる世帯	水道料金領収書 療育手帳
(4) 1級または2級の身体障害者手帳の交付対象者がいる世帯 精神障害者保健福祉手帳の1級の者のいる世帯	水道料金領収書 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳
(5) 次の2つ以上に該当する者がいる世帯 ○ 身体障害者手帳の等級が3級の者 ○ 療育手帳B1 またはB2 程度と判定された者 ○ 精神障害者保健福祉手帳の等級が2級の者	水道料金領収書 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳

☆窓 口 神奈川県企業庁鎌倉水道営業所 料金課  
電話 0467-22-6200 / FAX 0467-22-5367

## 下水道使用料の減免

18歳以上	身	知	精
18歳未満	身	知	

☆内 容 下水道使用料の基本料金が免除になります。  
詳しくは下水道課窓口でお問い合わせください。

☆対 象 ① 障害の程度が1級、2級または3級の身体障害者手帳を交付されている方がいる世帯  
② 児童相談所または総合療育センターで知的障害と判定された方で、療育手帳A1、A2、B1を交付されている方がいる世帯  
③ 障害等級が1級または2級の精神障害者保健福祉手帳を交付された方がいる世帯

☆窓 口 下水道課 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717

## ふれあい案内（N T T 電話番号案内 104）

- ☆内 容 目や上肢等がご不自由な方、知的障害や精神障害を有している方で、次の方については、申請により無料で番号案内を利用できます。利用には事前登録が必要です。
- ☆対 象 者 ①身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障害がある方  
 視覚障害 1～6 級  
 上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 1,2 級  
 聴覚障害 2～4 級、6 級  
 音声機能、言語機能または、そしゃく機能の障害 3,4 級  
 ②傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障害がある方  
 視力の障害 特別項症～第 6 項症  
 上肢の障害 特別項症～第 2 項症  
 聴覚障害第 2 項症、第 4 項症  
 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害第 1 項症、第 2 項症、第 4 項症  
 ③療育手帳をお持ちの方  
 ④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ☆利 用 方 法 N T T 104 番の番号案内を利用する際、あらかじめ登録した登録番号と暗証番号を申し出ることにより無料となります。
- ☆申 込 ・ 問 合 先 N T T 東日本ふれあい案内担当フリーダイヤル  
 電話 0120-104174（9:00～17:00 土日祝日及び年末年始除く）  
 FAX 0120-104134

## 携帯電話料金の割引

18 歳以上	身	知	精
18 歳未満	身	知	

- ☆内 容 各社とも基本使用料等が割引になるサービスがあります。詳細は各携帯電話会社の営業窓口にお問合せください。
- ☆対 象 者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

## 点字郵便物料金の減免

18 歳以上	身		
18 歳未満			

- ☆内 容 視覚障害の方が、次の郵便物を出されるとき郵送料が免除されます。
- ①視覚障害者用点字のみを内容とする郵便物  
 ②視覚障害者用の録音テープ等の録音物または点字用紙（指定を受けている点字図書館、点字出版施設等あてに差し出す場合、またはそこから差し出される場合）  
 ③特別に適応したコンパクト・ディスク、点字用具、点字腕時計、白い杖及び録音装置のように視覚障害を克服する上で盲人を支援するために作成されまたは適用された各種の器具または用具
- ※郵便物の表に「点字用郵便」と記載してください。
- ☆窓 口 各郵便局

# 障害福祉サービス

## 障害者総合支援法によるサービスのしくみ

(1) 障害福祉サービスの全体像

### 障害者総合支援法

#### ■ 自立支援給付

介護給付	障害の程度が一定以上の人に、日常生活や療養で必要な介護を行います。 ●居宅介護 ●短期入所 ●療養介護 など
訓練等給付	自立して地域で暮らしていくために必要な知識や技術を身につける支援をします。 ●自立訓練 ●就労移行支援 ●就労継続支援 など
補装具	身体機能の代わりとなる補装具の購入や修理にかかる費用が支給されます。
自立支援医療	医療機関にかかるときの費用が高くなりすぎないように、自己負担額を軽くします。

#### ■ 地域生活支援事業

市区町村や都道府県が地域の実情に合わせてさまざまな事業を行っています。

●相談支援 ●移動支援 ●日常生活用具の給付 など

障害のある人や児童

#### 児童福祉法

障害のある児童の日常生活や集団生活に必要な訓練などを行い、発達や自立を支援します。

●障害児通所支援 ●障害児入所支援 など

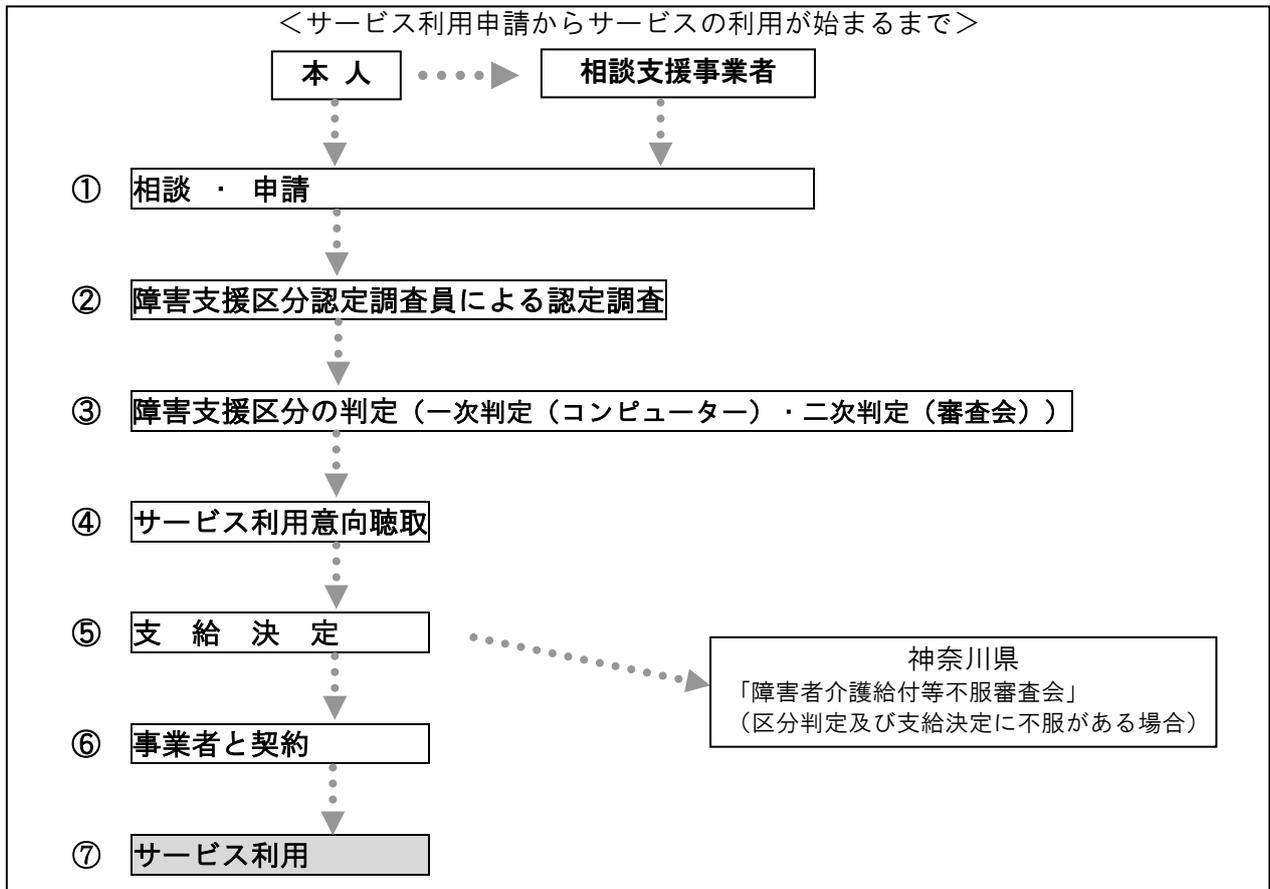
※「自立支援給付」と「地域生活支援事業」を合わせたものを「障害福祉サービス」といいます。

(2) 障害者総合支援法の利用対象者

- ア 身体障害者
  - ・身体障害者手帳を有する方
- イ 知的障害者
  - ・療育手帳を有する方、もしくはこれに準ずる方  
(18歳以上の方は知的障害者更生相談所、18歳未満の方は児童相談所の意見が必要)
- ウ 精神障害者(以下のいずれかを有する方)
  - ・精神障害者保健福祉手帳
  - ・自立支援医療(精神)受給者証
  - ・医師の診断書
  - ・精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類
  - ・精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類

(3) サービス利用のしくみ

障害者総合支援制度では、サービスを利用するために、障害者の心身の状態を表す「障害支援区分」を判定します。「障害支援区分」に応じて希望のサービスや介護を必要とする程度、生活環境等を考慮して、利用するサービスの種類や量を決定します。



(4) 障害福祉サービスの内容

在宅で訪問を受けたり、施設に通ったりして利用するサービスと、施設に入所して利用するサービスがあります。

① 自立支援給付（介護給付・訓練等給付）

＜訪問系サービス＞ 在宅で訪問を受けたり、施設に通ったりして利用するサービス

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害で、ひとりでの移動が難しい人のために、外出するときに同行して移動の支援をします。また、外出先での代筆や代読もします。
行動援護	知的障害または精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険を回避する援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とする人のなかで介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

<日中活動系サービス> 入所施設で昼間の活動を支援するサービス

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、障害者支援施設で入浴、排せつ、食事の介護を提供や、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力を向上させるための訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会や生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある人が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療育上の管理、看護、介護、日常生活上の援助を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う人が病気の場合等に、短期間施設に入所して、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
児童発達支援	障害のある未就学児に日常生活に必要な動作や知識を指導、集団生活に必要な適応訓練を行います。
放課後等 デイサービス	就学中の障害のある児童に放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や地域社会との交流促進などを行います。

<居住系サービス> 入所施設を住まいの場として支援するサービス

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	知的障害・精神障害の人に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	施設を利用していた障害者が、1人暮らしをはじめたときに、生活や健康に問題がないか訪問して支援を行います。

\*詳細は福祉課にお問い合わせください。

(5) 障害福祉サービスの利用者負担の仕組み

サービスの費用をみんなで支えあうため、サービスの量に応じた原則1割の自己負担が発生します。ただし、負担が重くなりすぎないように所得に応じて負担上限額(月額)が定められています。

区 分		負担上限月額	
生活保護		0円	生活保護世帯に属する方
町民税 非課税 世帯	低所得1	0円	町民税非課税の世帯であって、障害者本人(障害児の場合は保護者)の収入が80万円以下の方
	低所得2	0円	町民税非課税の世帯であって、低所得1に該当しない方
町民税課税世帯		9,300円 (4,600円)	障害者または施設入所利用の障害児：町民税所得割16万円未満の方 (居宅・通所サービス利用の障害児：町民税所得割28万円未満の方)
		37,200円	上記以外の方

※世帯の範囲は次のとおりです。

- ・18歳以上の障害者(施設に入所する18、19歳を除く)：障害のある方とその配偶者
- ・障害児(施設に入所する18、19歳を含む)：保護者の属する住民基本台帳での世帯

## 地域生活支援事業

18歳以上	身	知	精
18歳未満	身	知	

事業名	内容	備考
障害者相談支援事業	福祉サービスの利用調整や地域生活に関する相談に応じる事業です。相談実績のある社会福祉法人等に委託しています。(P1参照)	利用者負担：なし 身体障害児者・知的障害児者 「支援センター」 精神障害者 「葉山町こころの相談室ポート」
意思疎通支援事業	聴覚障害者や言語機能障害者に対し、手話通訳者の派遣等を行います。(P37参照)	利用者負担：なし
日常生活用具給付等事業	主に身体障害者に対し、日常生活を送るうえで利便性がある用具の購入費を支給します。(P33参照)	利用者負担：原則1割 (日常生活用具単独で、自己負担上限額の設定あり) ※低所得者への助成あり
移動支援事業	視覚障害者、全身性障害者、知的障害者、精神障害者等が移動する際の支援を行います。	利用者負担：原則1割 (自己負担上限月額、介護給付・訓練等給付と合算) 18歳以上の者：障害支援区分1以上 18歳未満の者：手帳所持
地域活動支援センター	創作的活動や社会交流活動等障害者の日中活動を支援する事業です。	利用者負担：なし
更生訓練費給付事業	身体障害者が施設において更生訓練を行う際に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。	利用者負担：なし
日中一時支援事業	障害者の日中における活動の場を確保し、障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業です。	利用者負担：原則1割 (自己負担上限月額、介護給付・訓練等給付と合算) 18歳以上の者：障害支援区分1以上 18歳未満の者：手帳所持
訪問入浴事業	重度の障害により自宅での入浴が困難な人に、自宅へ移動入浴車を派遣し、入浴の介助を行います。	利用者負担：原則1割 (自己負担上限月額は、介護給付・訓練等給付と合算) 身体障害者手帳1,2級所持または同等の障害がある者 介護保険制度によるサービスを受けていない者

☆窓 口 福祉課 障害福祉係 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717

## 日常生活用具支給事業

18歳以上	身		
18歳未満	身		

内 容	障害者が日常生活上の便宜を図るため、次の用具の購入に要する費用を支給します。原則1割の利用者負担があり、負担が増えすぎないよう所得に応じた月額上限金額が設定されています。
対 象 者	障害者手帳を保持している方または難病の方 一定以上の所得がある方は支給の対象となりません。
必要なもの	障害者手帳 業者の見積書 医師の意見書(必要に応じて)
問 合 先	福祉課 障害福祉係 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717

※対象の日常生活用具一覧は次ページへ

<日常生活用具一覧>

区分	種 目	対 象 者
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢または体幹機能障害 2 級以上の方
	特殊マット	下肢または体幹機能障害 1 級で常時介護を要する方（3 歳以上）
	特殊尿器	下肢または体幹機能障害 1 級で常時介護を要する方（学齢児以上）
	入浴担架	下肢または体幹機能障害 2 級以上で入浴に家族等他人の介助を要する方（3 歳以上）
	体位変換器	下肢または体幹機能障害 2 級以上で下着交換等に家族等他人の介助を要する方（学齢児以上）
	移動用リフト	下肢または体幹機能障害 2 級以上の方（3 歳以上）
	訓練いす（児のみ）	下肢または体幹機能障害 2 級以上の方（3 歳以上）
	訓練用ベッド（児のみ）	下肢または体幹機能障害 1 級の方（3 歳以上）
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢または体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする方（3 歳以上）
	便器	下肢または体幹機能障害 2 級以上の方
	T 字状・棒状のつえ	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害
	移動・移乗支援用具	平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする方（3 歳以上）
	頭部保護帽	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害、てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児（者）・精神障害児（者）
	特殊便器	重度または最重度の知的障害児・者で、自ら排便後の処理が困難な方及び上肢障害 2 級以上の方（学齢児以上）
	火災警報器	重度または最重度の知的障害児・者及び身体障害等級 2 級以上の方（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	自動消火器	重度または最重度の知的障害児・者及び身体障害等級 2 級以上の方（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	電磁調理器	視覚障害 2 級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）重度または最重度の知覚障害者（18 歳以上の者）
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上（学齢児以上）
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級（聴覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	
在宅療育等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う方（3 歳以上）
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害 3 級以上または同程度の身体障害者であって、必要と認められる方（学齢児以上）
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上または同程度の身体障害者であって、必要と認められる方（学齢児以上）
	酸素ポンプ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う方（18 歳以上）
	動脈血中酸素飽和測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害 3 級以上または、同程度の障害を有する身体障害者であって在宅酸素療法を行っているまたは人口呼吸器を常時使用している方

	盲人用体温計（音声式）	視覚障害 2 級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯、18 歳以上）
	盲人用体重計	視覚障害 2 級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯、18 歳以上）
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者または肢体不自由者で、発声・発語に著しい障害を有する方(学齢児以上)
	情報・通信支援用具※1	上肢障害 2 級以上または言語、上肢複合障害 2 級以上の方（文字を書くことが困難な方に限る。学齢児以上）
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級）の身体障害者が必要と認められる方
	点字器（標準型）	視覚障害児・者
	点字器（携帯用）	視覚障害児・者
	点字タイプライター	視覚障害 2 級以上（本人が就労若しくは就学しているかまたは就労が見込まれる方に限る。）
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害 2 級以上（学齢児以上）
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害 2 級以上（学齢児以上）
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害児（者）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる方（学齢児以上）
	盲人用時計	視覚障害 2 級以上。（音声時計は、原則として手指の触覚に障害がある等で触読式時計の使用が困難な方）（18 歳以上）
	聴覚障害者用通信装置	聴覚または発声・発語に著しい障害があり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方（学齢児以上）
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者で本装置によりテレビの視聴が可能となる方（3 歳以上）
	人工喉頭	喉頭摘出児（者）（3 歳以上）
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児・者
	排泄管理	ストマ用装具、紙おむつ等
収尿器		高度の排尿機能障害で排尿の調節が自由にできない方（3 歳以上）

※ 1 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。

- 対象種目の性能・耐用年数・基準額は要綱の定めによります。

## 補装具費支給事業

18歳以上	身		
18歳未満	身		

内 容	障害の内容や程度によって、一定の条件のもと次の補装具の購入や修理に要する費用を支給します。原則 1 割の利用者負担があり、負担が増えすぎないように所得に応じた月額上限金額が設定されています。
対 象 者	身体障害者手帳を保持している方 一定以上の所得がある方は支給の対象となりません。
必 要 な も の	身体障害者手帳 医師の意見書（必要のない種目もあります） 業者の見積書
問 合 先	福祉課 障害福祉係 電話 046-876-1111 F A X 046-876-1717

### <補装具一覧>

補装具の種類	耐用年数	備 考
義肢		義手・義足（殻構造・骨格構造）
装具		上肢装具、下肢装具、体幹装具、靴型装具
座位保持装置		
視覚障害者安全つえ	2～5年	普通用、携帯用
義眼	2年	
眼鏡	4年	矯正眼鏡・遮光眼鏡・コンタクトレンズ、弱視眼鏡
補聴器	5年	箱型・耳掛型・挿耳型・骨導式
車いす	5年	(1)肢体 1. 2 級で歩行障害があること。肢体 3 級及び内部障害者は主治医の意見書に基づき総合療育相談センターが必要と判断した者。 (2)介護保険制度が優先ですが、オーダーメイドが必要な場合補装具で対応できる場合があります。
電動車いす	6年	(1)重度の下肢機能障害で、電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できない方 (2)呼吸器機能障害、心臓機能障害で歩行に著しい制限を受けていて、医学的所見から適応が可能な方 (3)①道路交通法の理解等電動車椅子を安全に操作でき、②家屋構造が適切で、③移乗介護者がいて、④目的が明確であり、⑤保守点検が可能な方
座位保持いす	3年	障害児に限ります。
起立保持具	3年	障害児に限ります。
歩行器	5年	
歩行補助つえ	2～4年	
重度障害者意思伝達装置	5年	重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者で、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な方

## 身体障害者補助犬の給付

身

内 容	視覚障害、肢体不自由、聴覚障害により日常生活に著しい障害のある方で、所定の訓練を経て、身体障害者補助犬の使用が適当と認められる方に対し、身体障害者補助犬を給付します。
問 合 先	神奈川県障害福祉課 社会参加推進グループ 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 電話 045-210-4709 / FAX 045-201-2051

## 手話通訳者の派遣

身

内 容	聴覚障害のある方が病院、学校、公共機関等に出向く場合、コミュニケーションを円滑にするために手話通訳者を派遣します。
対 象 者	手話により意思疎通のできる聴覚障害者・音声または言語機能障害をお持ちの方及び障害者団体等。
費 用	無料
問 合 先	福祉係 障害福祉係 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717

## 手話通訳者の設置

身

内 容	聴覚障害や音声・言語機能障害のある方の相談や各種手続きを円滑にするために、町福祉課に手話通訳者を設置しています。
対 象	聴覚障害や音声・言語機能障害のある方
日 時	週 4 日（閉庁日を除く）
問 合 先	福祉課 障害福祉係 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717

## 送迎サービス

内 容	要介護 2 以上の認定を受けている方又は障害者手帳を所有し、かつ重症心身障害児者（県の認定を受けているもの）若しくは遷延性意識障害者として町が認める方等、介護者が自家用車等では移動させることが困難な方々を対象に、病院、福祉施設等への送迎を行います。事前に登録が必要です。所得制限があり、送迎の範囲が限られます。
費 用	無料（有料道路や駐車場代等は利用者負担です。）
問 合 先	福祉課 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717

## 葉山町配食サービス

身 知 精

内 容	一人暮らしや介護者の介護力低下等の理由で、食事を作ることが困難な在宅の重度障害者に食事（平日の夕食）を提供することによって、障害者等の食生活の改善を図ることを目的とする事業です。
対 象 者	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A1・A2、精神保健福祉手帳 1 級のいずれかに該当する方がいる世帯で、食事を作ることが困難と認められる世帯。
費 用	一食 500 円
問 合 先	福祉課 介護高齢係 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717

## 生活福祉資金貸付事業

内 容	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯などへ一時的に資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付事業です。福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金、総合支援資金などそれぞれに用途や目的が分かれています。資金貸付による経済的援助に加えて、一部資金を除いては原則的に民生委員による相談支援も合わせて行います。
資金の種類	<p>(1) 福祉資金 低所得世帯や高齢者・障害者世帯の方で技能習得に必要な経費や医療サービスや介護サービスに必要な経費等、生活上一時的に必要な経費の貸付けです。</p> <p>(2) 福祉資金(緊急小口資金) 低所得世帯が、緊急的かつ一時的に生計維持が困難になった場合の、少額の貸付けです。</p> <p>(3) 教育支援資金 一定の所得以下の世帯に対して、学校教育法に定められた高等学校、大学などへの進学や通学に必要な経費の貸付けです。</p> <p>(4) 不動産担保型生活資金 住み慣れた自宅に住み続けたい高齢者の方に、土地・建物を担保とする生活資金の貸付けです。</p> <p>(5) 総合支援資金 失業などにより生活の維持が困難になり、生活の立て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要としていて、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯への生活費及び必要な資金の貸付けです。</p>
手 続 き	資金種類によって手続きが異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
問 合 せ 先	葉山町社会福祉協議会 電話 046-875-9889 / FAX 046-876-1873

## たすけあい資金貸付事業

内 容	一時的に生活に困窮している世帯に対して、経済的自立と生活意欲の助成を図ることを目的として資金を貸付するものです。貸付限度額は原則 50,000 円までで、この貸付金の償還期間は据置期間（3 ヶ月以内）終了後 2 年以内です。なお、連帯保証人 1 名を必ず立ててもらう必要があります。
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 葉山町内の居住者で、住民基本台帳に記録されている人</li> <li>○ 他からの援助を受けることができない世帯</li> <li>○ 日常生活が堅実で自立更生の見込みがある人</li> <li>○ 償還（返済）の見込みが確実である人</li> <li>○ 民生委員の生活指導が可能である人</li> </ul>
貸 付 金 利	無利子
問 合 せ 先	葉山町社会福祉協議会 電話 046-875-9889 / FAX 046-876-1873

\*生活困窮の方への支援制度についてはホームページをご覧ください。

## 車いすの貸付け

内 容	車いすの貸し出しを行っています。在庫があればその場でお渡しできますので、お気軽にお問い合わせください。
期 間	①ケガや病気等のため一時的に使用する場合・・・2ヶ月まで貸し出し（延長1ヶ月可） ②通院や外出のため一時的に使用する場合・・・1週間まで貸し出し（延長1週間可） ③町内会や学校等で体験のために使用する場合・・・1週間まで貸し出し（延長1週間可）
費 用	無料
問 合 せ 先	葉山町社会福祉協議会 電話 046-875-9889 / FAX 046-876-1873

## 介護用品支給事業（紙おむつ等の支給）

身 知 精

内 容	葉山町民かつ町内において在宅で生活されている、下記に該当する方のご自宅へ、隔月で紙おむつ等を配送します。
対 象 者	障害者手帳の交付を受けている重度障害（児）者で、排泄用具を常時必要とする方 ※対象者が入院・入所等で在宅の対象でなくなった場合は支給が中止となりますので、ご連絡をお願いします。
支 給 対 象 品 目	1. 紙おむつ（テープ型・パンツ型・フラット型） 2. 尿取りパッド（昼用・夜用） 3. おむつ取替え手袋 4. ドライシャンプー 5. 清拭剤
利 用 料	無料
問 合 せ 先	葉山町社会福祉協議会 電話 046-875-9889 / FAX 046-876-1873

## 宅配サービス

内 容	各種証明類を指定の日時にご自宅までお届けします。			
対 象 者	町内在住の方			
申 込 先 及 び 種 類	窓 口	証 明 の 種 類	窓 口	証 明 の 種 類
	町 民 健 康 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身分証明 （本籍が葉山町に限る）</li> <li>・ 印鑑登録証明</li> <li>・ 住民票の写し</li> <li>・ 住民票記載事項証明</li> <li>・ 戸籍の附票 （本籍が葉山町に限る）</li> <li>・ 不在籍・不在住証明</li> <li>・ 草津温泉宿泊施設助成券</li> </ul>	税 務 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課税（非課税）証明</li> <li>・ 所得証明</li> <li>・ 納税証明</li> <li>・ 評価証明（土地・家屋）</li> <li>・ 公課証明（土地・家屋）</li> </ul>
費 用	1回配達分につき 200円（別途諸証明代金が必要です。）			
問 合 先	町民健康課・税務課 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717			

## 葉山町家庭ごみ「ふれあい収集」

身 知 精

内 容	障害者等のごみ出しに対する困難を解消し、併せて安否の確認を行います。 ※派遣回数 週 1 回
対 象 者	日常的に介助または介護を必要とする障害者等で、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、下記全てに該当する方。 ①上記に該当する障害者のみの世帯 ②自ら所定の場所までごみを持ち出すことができない方 ③身近な人等の協力が得られない方
問 合 先	福祉課 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717

## 住 宅

### 県営住宅の入居優遇

身 知 精

内 容	一般世帯向住宅に入居申し込みの際、当選率が一般よりもあき家の場合 3 倍相当（新築の場合は 5 倍相当）になります。また、身体障害者については、身体障害者世帯向住宅（車椅子利用者用、その他障害者用）に申し込みできます。
対 象 者	申込者または同居者の方が下記に該当する方 ① 1 級から 4 級の身体障害者手帳の交付を受けている方 ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方または療育相談所等で知的障害と判定された方 ③ 精神障害または知的障害のある方で、1～3 級の国民年金、厚生年金または共済年金の証書の交付をされている方。
問 合 先	（社）神奈川県住宅営繕事務所 電話 045-311-8080

### 県営住宅の家賃の減免

身 知 精

内 容	該当する障害程度		減免割合
	入 居 者	1 級～2 級の身体障害者手帳所持者 または重度の知的障害者（療育手帳 A1 または A2 程度）、1 級の精神障害者	世帯の収入が一定額以下の場合 は、基本家賃額の 3 割から 5 割が 減免になります。
		3 級～4 級の身体障害者手帳所持者 または中度の知的障害者（療育手帳 B1）、2 級の精神障害者	世帯の収入が一定額以下の場合 は、基本家賃額の 3 割が減免にな ります。
※精神障害者の方も減免になる場合がありますので、下記窓口まで相談ください。			
問 合 先	（社）神奈川県住宅営繕事務所 電話 045-311-8080		

## 都市再生機構の入居優遇

身 知 精

内 容	抽選での入居申し込みの際、当選率が一般よりも 20 倍相当になります。
対 象 者	<p>申込者または同居の方が下記に該当する方</p> <p>①1 級から 4 級の身体障害者手帳の交付を受けている方</p> <p>②精神障害者保健福祉手帳における 1 級または 2 級に相当する程度の精神障害者である方</p> <p>③前記②の精神障害の程度に相当する知的障害である方</p>
問 合 先	<p>独立行政法人 都市再生機構賃貸住宅募集案内総合窓口</p> <p>電話 03-3347-4330</p>

## 町営住宅の入居優遇

身 知 精

内 容	抽選での入居申し込みの際、当選率が上がります。
対 象 者	<p>入居申込者または同居しようとする親族のどなたかが、以下のいずれかに該当する方</p> <p>①1 級から 4 級までの身体障害者手帳の交付を受けている方</p> <p>②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方</p> <p>③知的障害者手帳の交付を受けている方</p> <p>※所得制限があります。詳しくは福祉課までお問合せください。</p>
問 合 先	<p>福祉課 社会福祉係</p> <p>電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717</p>

## 住宅設備改造費の助成

身 知

内 容	<p>重度障害者またはその保護者が住宅設備をその障害者に適するように改造する場合、その改造工事に要する費用の一部を助成します。</p> <table border="1" data-bbox="360 1198 1161 1397"> <thead> <tr> <th>対象工事</th> <th>助成対象額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浴室・便所・玄関・台所・廊下の改造工事</td> <td>40 万円</td> </tr> <tr> <td>天井走行式移動リフトの設置</td> <td>100 万円</td> </tr> <tr> <td>環境制御装置の設置</td> <td>60 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※介護保険制度の住宅改造が利用できる場合、介護保険制度が優先となります。 ※工事着手前の申請が必要です。</p>	対象工事	助成対象額	浴室・便所・玄関・台所・廊下の改造工事	40 万円	天井走行式移動リフトの設置	100 万円	環境制御装置の設置	60 万円
対象工事	助成対象額								
浴室・便所・玄関・台所・廊下の改造工事	40 万円								
天井走行式移動リフトの設置	100 万円								
環境制御装置の設置	60 万円								
対 象 者	<p>○1 級、2 級の身体障害者手帳の交付を受けている方</p> <p>○総合療育相談センターまたは児童相談所において、A1・A2（知能指数 35 以下）と判定された方</p> <p>○3 級の身体障害者手帳の交付を受け、かつ総合療育相談センターまたは児童相談所において B1（知能指数 50 以下）と判定された方</p> <p>○天井走行式移動リフトの助成対象者は下肢または体幹機能障害 2 級以上の身体障害者で移動が困難である方（児童及び 65 歳以上の方を含まない）</p> <p>○環境制御装置の助成対象者は四肢機能障害 2 級以上の身体障害者（児童を含まない）</p>								
費 用	所得に応じた負担額があります。								
問 合 先	<p>福祉課 障害福祉係</p> <p>電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717</p>								

## 教育・療育

### 教育相談

内 容	障害のある幼児児童生徒の調和的発達を図るため、生活習慣、学習、言語、運動、行動、進路、検査についての教育相談を行っています。
対 象 者	障害のある幼児児童生徒とその保護者
問 合 先	神奈川県立総合教育センター 〒252-0871 藤沢市善行 7-1-1 電話 0466-81-0188 / FAX 0466-83-4500

### 就学指導（相談）

内 容	葉山町教育委員会では、障害のある児童生徒に適切な教育を行うため、就学についての相談を行っています。
対 象 者	障害のある幼児児童生徒とその保護者
問 合 先	町教育委員会 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1861

### 特別支援学級

内 容	障害のある児童生徒の教育のため、国語、社会、算数（数学）、理科、音楽、図画工作（美術）、体育（保健体育）等のほか、一人ひとりの障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な知識、技能を養うため、小学校、中学校にそれぞれの障害に応じて特別支援学級が設けられています。
対 象 者	障害のある児童生徒で特別支援学級において教育を受けることが適切と認められる児童生徒
問 合 先	町教育委員会 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1861

### ことば・きこえの教室

内 容	ことばやきこえ、コミュニケーションについて心配のあるお子さんとその保護者から相談を受け、必要な指導や支援を行っています。次のようなことについてご相談ください。 ・音に誤りがある（はっきりしない） ・なめらかに話せない ・ことばの数が少ない ・耳のきこえに不安がある ・コミュニケーションがうまく取れない
実 施 場 所	葉山町教育総合センター 〒240-0112 葉山町堀内 2050-9
問 合 先	ことば・きこえの教室 電話 046-875-8991 / FAX 046-876-8991

## 特別支援学校（盲学校）

身		
---	--	--

内 容	視覚に障害のある幼児児童生徒のために、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を行い、同時に一人ひとりの障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な知識及び技能を習得するための学校です。
対 象 者	視覚障害があり、特別支援学校（盲学校）において教育を受けることが適切と認められる幼児児童
問 合 先	町教育委員会（小学部、中学部） 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1861 盲学校（幼稚部、高等部）

## 特別支援学校（ろう学校）

身		
---	--	--

内 容	聴覚に障害のある幼児児童生徒のために、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を行い、同時に一人ひとりの障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な知識及び技能を習得するための学校です。
対 象 者	聴覚障害があり、特別支援学校（ろう学校）において教育を受けることが適切と認められる幼児児童生徒
問 合 先	町教育委員会（小学部、中学部） 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1861 ろう学校（幼稚部、高等部）

## 特別支援学校（養護学校）

身	知	
---	---	--

内 容	知的または身体に障害のある児童生徒のために、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を行い、同時に一人ひとりの障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な知識、技術を習得するための学校です。
対 象 者	知的障害または、身体障害があり、特別支援学校（養護学校）において教育を受けることが適切と認められる児童生徒
問 合 先	町教育委員会（小学部、中学部） 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1861 県立武山養護学校（高等部） 〒238-0313 横須賀市武 3-35-1 電話 046-856-5800 / FAX 046-857-6367 県立岩戸養護学校（高等部） 〒239-0844 横須賀市岩戸 5-6-5 電話 046-839-4500 / FAX 046-849-3200

## 病弱養護学校

内 容	慢性の胸部・心臓・腎臓等の疾患のための医療または生活規制を必要とする学齢児童生徒のために小学校または中学校に準ずる教育を行い、同時に一人ひとりの疾患の状態に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な知識、技術を習得するための学校です。
対 象 者	病弱養護学校が隣接または併設されている医療機関で医療を受け、病弱養護学校において教育を受けることが適切と認められる児童生徒
問 合 先	町教育委員会（小学部、中学部） 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1861

## たんぽぽ教室（児童発達支援）

内 容	心身に何らかの問題を持つ未就学児に対し、生活指導や機能訓練・言語指導を行う他、保護者に対しては療育に関する助言・指導を行います。
実 施 場 所	〒240-0112 葉山町堀内 2050-9 （教育総合センター内） 電話 046-876-2400
問 合 先	子ども育成課 電話 876-1111 F A X 876-1717

# 就 労

## 1. 職業相談（一般就労相談）

### 公共職業安定所（ハローワーク）

身 知 精

内 容	障害者への仕事の紹介については、公共職業安定所の専門の担当官や職業相談員が行います。就職の世話からアフターケアまで、一貫したサービスを行います。 ○職業の紹介、職業相談、職業指導 ○失業給付や雇用援護制度の取扱い ○雇用に関する関係機関との連携・情報提供
対 象 者	身体障害者・知的障害者・症状が安定し就労が可能な状態にある精神障害者及び手帳等のない障害者
問 合 先	ハローワーク横浜南 〒236-8609 横浜市金沢区寺前 1-9-6 電話 045-788-8609(代) F A X 045-782-9087

### よこすか障害者就業・生活支援センター

身 知 精

内 容	障害のある方の職業生活における自立を図るため、身近な地域で就業面及び生活面で一体的な支援を提供することを目的とし、就労の相談、職場定着支援等を行います。
対 象 者	就業を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方
問 合 先	よこすか障害者就業・生活支援センター 〒238-0041 横須賀市本町 2-1 横須賀市立総合福祉会館 4 階 電話 046-820-1933 / FAX 046-820-1934

### 神奈川障害者職業センター

身 知 精

内 容	障害者、事業主その他の関係者に対して、公共職業安定所との密接な連携の下に、障害者職業カウンセラーによる職業指導、就職準備のための支援、また、ジョブコーチによる企業内での支援等様々な支援を行います。
対 象 者	○就労に関することで相談等を希望する身体障害者・知的障害者・精神障害者及び手帳等のない障害者 ○障害者雇用に関する相談を希望する事業主
相 談 内 容	○職業相談・職業リハビリテーション計画の策定・職場適応指導 ○職業準備支援事業 ○職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業 ○うつ病で休暇中の方への職場復帰支援 ○事業主に対する障害者の雇用管理等についての助言その他援助 ○障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく知的障害者判定、重度知的障害者判定
問 合 先	①神奈川障害者職業センター 〒252-0315 相模原市南区桜台 13-1 電話 042-745-3131 / FAX 042-742-5789 ②ハローワーク横浜南 〒236-8609 横浜市金沢区寺前 1-9-6 電話 045-788-8609 / FAX 045-782-9087

## 2. 職業訓練

### 神奈川障害者職業能力開発校

身	知	精
---	---	---

内 容	障害者手帳の交付を受けている方が、就職に必要な知識・技術を習得するための職業訓練を行っています。
募集の対象	① 職業に必要な知識、技術・技能を習得し、職業に就こうという意思のある方 ② 集団での訓練に適応できる方 ③ 症状が安定し、訓練が可能な状態にある方
費用	入学金、授業料は無料です。ただし、教科書代等は本人負担となります。
入校申込み	入校選考があります。公共職業安定所を通じて申し込んで下さい。 ※詳細はお問い合わせください。
問 合 先	① 神奈川障害者職業能力開発校 〒252-0315 相模原市南区桜台 13-1 電話 042-744-1243 / FAX 042-740-1497 ② ハローワーク横浜南 〒236-8609 横浜市金沢区寺前 1-9-6 電話 045-788-8609 / FAX 045-782-9087

### 神奈川能力開発センター

知	精
---	---

内 容	新しく職業に就こうとする知的障害者の方に、基礎的な技能を習得してもらうとともに、労働習慣や生活習慣を体得してもらい、雇用労働者として就労できるように訓練します。
募集の対象	○神奈川県在住の方 ○療育手帳の交付を受けている方 ○義務教育修了（修了見込み）以上、25歳未満で、働いたことがない又は働いた経験が少ない方 ○能力開発訓練を受け、雇用労働者として自立することを強く希望される方 等
申込み	居住地を管轄する公共職業安定所 ※詳細はお問い合わせください。
問 合 先	① 神奈川能力開発センター 〒259-1101 伊勢原市日向 496 電話 0463-96-4555 / FAX 0463-96-4593 ② ハローワーク横浜南 〒236-8609 横浜市金沢区寺前 1-9-6 電話 045-788-8609 / FAX 045-782-9087

## 3. その他

### 雇用報奨金

知	精
---	---

内 容	在宅の知的障害者または精神障害者の方々の雇用を促進するため、3か月以上雇用しようとする、常時雇用労働者が100人以下の事業主に対して報奨金を支払います。 1人1か月 30,000円以内（障害区分や週所定労働時間により異なります）
問 合 先	福祉課 障害福祉係 電話 046-876-1111 FAX 046-876-1717

# 選 挙

## 投票制度

身		
---	--	--

内 容	<p>① 郵便等による不在者投票 身体障害者手帳をお持ちの方で、一定の要件に該当する方は、選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けると、自宅等で投票用紙に記入し、公示日（告示日）から投票日前日までに郵便で投票ができる「郵便等投票制度」を利用することができます。この証明書は、町選挙管理委員会が発行するもので、有効期限は交付の日から 7 年間です。</p> <p>② 代理記載制度 郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害程度が 1 級の方は、あらかじめ町選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）に、代理記載をさせることができます。</p>								
対 象 者	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">障害名</th> <th style="width: 40%;">障害の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>両下肢、体幹、移動機能の障害</td> <td>1 級または 2 級</td> </tr> <tr> <td>心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害</td> <td>1 級または 3 級</td> </tr> <tr> <td>免疫、肝臓の障害</td> <td>1 級から 3 級</td> </tr> </tbody> </table>	障害名	障害の程度	両下肢、体幹、移動機能の障害	1 級または 2 級	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1 級または 3 級	免疫、肝臓の障害	1 級から 3 級
障害名	障害の程度								
両下肢、体幹、移動機能の障害	1 級または 2 級								
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1 級または 3 級								
免疫、肝臓の障害	1 級から 3 級								
手 続 き	<p>① 郵便等投票制度に該当する方で、証明書の交付を希望される方は、町選挙管理委員会に身体障害者手帳を提示のうえ申請してください。また、証明書を持っている方で期限切れの方は、再交付の申請をしてください。なお、証明書の交付を受けても、各選挙ごとに投票用紙の請求（請求期限は投票日の 4 日前まで）は必要となります。ただし、ファクシミリや電子メール等での申請はできません。</p> <p>② 町選挙管理委員会で「郵便等投票証明書」に代理記載の方法による投票ができる選挙人である旨の記載を受けるとともに、代理記載人となるべき人を 1 人届け出てください。</p> <p>※ 交付申請書等は町 HP にてダウンロードすることができます。  <a href="https://www.town.hayama.lg.jp/chousei/senkyo/4/5618.html">https://www.town.hayama.lg.jp/chousei/senkyo/4/5618.html</a></p>								
窓 口	<p>町選挙管理委員会 電話 876-1111 / FAX 876-1717</p>								

# 社 会 参 加

## 自動車燃料費助成

身 知 精

内 容	在宅の重度障害者の社会参加を促進するため、1 か月あたり 10 リットルを限度として自動車燃料費の助成を行います。※指定のガソリンスタンドで給油
対 象 者 等	<p>■ 次の①～④のいずれかに該当する方</p> <p>① 身体障害者手帳 1、2 級の交付を受けている方</p> <p>② 療育手帳 A1・A2（知能指数 35 以下）の方</p> <p>③ 身体障害者手帳 3 級かつ療育手帳 B1（知能指数 50 以下）の方</p> <p>④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方</p> <p>■ 助成を受けることができる自動車及び運転者</p> <p>対象者若しくは同居の家族又は町内にお住まいの 2 親等以内の親族若しくはその配偶者が所有する自動車(営業車を除く)を、対象者が運転若しくは同居の家族又は町内にお住まいの 2 親等以内の親族若しくはその配偶者が専ら対象者のために運転する場合に限り ます。</p> <p>■ 自動車燃料費助成とタクシー券の交付はどちらか一方になります。</p>
必要書類等	障害者手帳、自動車検査証、運転免許証
問 合 先	福祉課 障害福祉係 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717

## タクシー券の交付

身 知 精

内 容	在宅の障害者の社会参加を促進するため、1 枚 600 円のタクシー利用券を年間 24 枚交付します。※申請初年度は申請月により枚数が異なります。
対 象 者 等	<p>次の①～④のいずれかに該当する方</p> <p>① 身体障害者手帳 1、2 級または肢体不自由 3 級の交付を受けている方</p> <p>② 療育手帳 A1・A2（知能指数 35 以下）の方</p> <p>③ 身体障害者手帳 3 級かつ療育手帳 B1（知能指数 50 以下）の方</p> <p>④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方</p> <p>■ 自動車燃料費助成とタクシー券の交付はどちらか一方になります。</p>
必要書類等	障害者手帳
問 合 先	福祉課 障害福祉係 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717

## 通所交通費の助成

身 知 精

内 容	対象施設に通所する方に対して、自宅から施設までの往復に利用した公共交通機関の費用または施設等が有償で行う送迎の費用を支給します。
対 象 者 等	<p>① 葉山町が発行している障害福祉サービス受給者証をお持ちの方</p> <p>② 葉山町が援護している方</p> <p>※生活保護受給者は除きます</p>
対 象 施 設	<p>① 障害福祉サービス事業所（生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）</p> <p>② 地域活動支援センター（作業による賃金が発生している人のみ）</p>
問 合 先	福祉課 障害福祉係 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717

## 駐車禁止除外車の指定

身 知 精

内 容	歩行困難な障害者が現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車の標章を掲出している場合には、道路標識等により駐車が禁止されている場所及び時間制限駐車区間規制（パーキング・メーターまたはパーキング・チケット設置区間）場所での駐車ができません。なお、法定駐停車禁止場所等での駐車はできません。
対 象 者 等	①身体障害者手帳を交付された方で、視覚障害 1～4 級の一部、聴覚障害 2～3 級、平衡機能障害 3 級、下肢障害 1 級～4 級、上肢障害 1～2 級の一部、体幹障害 1～3 級、運動機能障害で上肢機能 1 級～2 級(一上肢のみの運動機能を除く)または移動機能 1 級～2 級、内部機能障害 1 級～3 級の身体障害者で歩行困難な人聴覚障害下肢 1～4 級、体幹機能障害または内部障害 1～3 級の方 ②児童相談所または総合療育相談センターで知的障害と判定された方で A1 または A2 に該当する方のうち歩行が困難な方 ③精神保健福祉手帳 1 級で自立支援医療（精神通院公費）の支給を受けている人
問 合 先	葉山警察署交通課 電話 046-876-0110 ※事前に手続きについては問合せください

## 神奈川県福祉バス（ともしび号）

内 容	障害者の方が、レクリエーション等の団体活動に出かけるときに利用できる車いす昇降リフト付大型バスを運行します。（年間 2 日まで） ただし、施設、病院等法定事業者の利用はできません。
対 象 者 等	障害者が 1/3 以上の 20 名から 50 名までのグループ
問 合 先	神奈中観光株式会社 福祉バス係 〒194-0004 町田市鶴間 7-6-22 電話 042-706-4990（申込専用） / FAX 042-788-2651（申込専用） ※申し込みは月～金曜日 10:00～12:00

## 神奈川県障害者社会参加推進センター

内 容	障害者の地域における自立生活と社会参加を推進するための情報収集、普及啓発、生活訓練、スポーツ振興事業を実施しています。
対 象 者 等	各事業によって異なります。内容等を含め、下記所在地まで問合せください。
問 合 先	（財）神奈川県身体障害者連合会 〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2 神奈川県社会福祉会館内 電話 045-311-8744 / FAX 045-316-6860

## 文化・スポーツ

### 愛の作品展

身 知 精

内 容	障害者の方々が趣味で作られた作品を、福祉文化会館に展示・公開します。
実 施 日	年1回
実 施 場 所	葉山町福祉文化会館
問 合 先	福祉課 障害福祉係 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717

### ふれあい広場

知

内 容	横須賀・三浦地区の知的障害者や家族、ボランティア、関係団体等が一堂に会して作業所の作品販売や団体・企業等の出店、ゲームやステージでのアトラクション等の交流を通じて相互の親睦を図ります。
実 施 日	年1回
実 施 場 所	横須賀市総合福祉会館
問 合 先	福祉課 障害福祉係 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717

### 神奈川県障害者スポーツ大会

身 知 精

内 容	スポーツを通じて健康の維持、体力の増進並びに活発な精神活動の促進を図るとともに、自立と社会参加の促進を図ります。
対 象	県内（横浜市、川崎市を除く）に居住し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、またその交付対象に準じる障害のある人で13歳以上（毎年4月1日現在）の方
実 施 日	年1回
問 合 先	福祉課 障害福祉係 電話 046-876-1111 / FAX 046-876-1717

## ボランティアグループ等

障害福祉等に関する各種ボランティア団体については、

社会福祉法人 葉山町社会福祉協議会 はやま住民福祉センター（☎875-9889）へお問い合わせいただくか、

検索エンジンにて「はやま地域活動ガイドブック」と検索してください。

（※障害福祉以外のボランティア団体も掲載されています。）

はやま地域活動ガイドブック

検索

<https://www.hayamashakyo.com>

# 巻末資料

## 【障害者に関するマークについて】

街で見かける障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。皆さまの御理解と御協力をお願いいたします。

名称	概要等	連絡先
障害者のための国際シンボルマーク 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。	財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 <a href="http://www.jsrpd.jp/">http://www.jsrpd.jp/</a> TEL：03-5273-0601 FAX：03-5273-1523
身体障害者標識 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局 TEL：03-3581-0141(代)
聴覚障害者標識 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局 TEL：03-3581-0141(代)
盲人のための国際シンボルマーク 	世界盲人会連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 <a href="http://homepage2.nifty.com/welblind/">http://homepage2.nifty.com/welblind/</a> TEL：03-5291-7885
耳マーク 	聞こえが不自由なことを表すと同時に聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」「聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。	社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 <a href="http://www.zennancho.or.jp/">http://www.zennancho.or.jp/</a> TEL：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046
ほじょ犬マーク 	身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れてくる方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いいたします。	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室 TEL：03-5253-1111(代) FAX：03-3503-1237
オストメイトマーク 	人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。	公共財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 <a href="http://www.joa-net.org/index.htm">http://www.joa-net.org/index.htm</a> TEL：03-3221-6673 FAX：03-3221-6674
ヘルプマーク 	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。	葉山町役場 福祉課障害福祉係 TEL：046-876-1111 FAX：046-876-1717

緊 急 通 報 書

葉山町消防本部      FAX: 119

住 所	葉 山 町		
氏 名		FAX	
生年月日	大・昭・平	年	月 日
緊急連絡先	名前	電話	

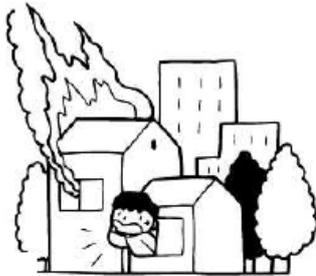
◆ か じ 事 だ す ◆



◆ <sup>いま</sup>今、<sup>なに</sup>何が<sup>も</sup>燃えていますか？ ◆



自分の家



きんじよ いえ  
近所の家



じゆもく ぎっそう  
樹木・雑草



くるま  
車

◆ きゅう きゅう 救 急 だ す ◆



◆ <sup>ようす</sup>どんな様子ですか？ ◆

・意識、呼吸、脈 (ある・ない)



ふくつう



はつねつ



急病・その他



ケガ

# 裏 面

送信先ファックス番号 119

## 葉山町地域生活支援事業登録事業者リスト

令和3年11月1日現在

申請者名	事業所名	事業所所在地	電話番号	主たる対象者				備考	
				身体	知的	児童	精神		
<b>移動支援</b>									
1	(福)葉山町社会福祉協議会	葉山町社会福祉協議会 介護サービスセンター	三浦郡葉山町堀内2220	046-875-9889	○	○	○	○	
2	(福)ほしづきの里	ケアサービスセンターさくら道	鎌倉市鎌倉山2-8-34	0467-33-4619	○	○	○		
3	(NPO)障害者地域作業所・スローライフ	NPO法人スローライフ支援事業部	鎌倉市腰越4-9-8	0467-32-0737	○	○	○		
4	(福)みなと舎	ヘルパーゆう	横須賀市芦名2-8-17	046-855-3911	○		○		
5	(NPO)たけのこ会	たけのこ会介助派遣センター	横須賀市上町3-42-57 2F	046-823-3527	○				
6	(NPO)湘南クリエイティブサービス	NPO湘南クリエイティブサービス 逗子営業所	逗子市沼間1-4-50 トラステビル4F	046-854-7016	○	○	○		
7	(有)猫の手	(有)猫の手	逗子市逗子2-6-26	046-870-6899	○	○		○	
8	(NPO)地域生活サポートまいんど	愛生会	鎌倉市由比ガ浜2-2-40 KFビル4F	0467-84-8770				○	
9	(福)ラファエル会	れんげの里	鎌倉市小袋谷1-4-20ピオニー鎌倉1F	0467-55-8878	○	○	○	○	
12	(NPO)サポートフレンズこころ	(特非)サポートフレンズこころ	横須賀市池上4-5-13	046-803-5561		○	○		児童は学齢期以上。
13	生活クラブ生活協同組合	生活リハビリクラブ葉山	三浦郡葉山町長柄1275-1	046-876-0234	○	○	○		
16	(NPO)歩	サポート歩	三浦市南下浦町上宮田1387-2コスモ三浦海岸	046-888-8375	○	○	○	○	
17	(同)Cerulean blue	(同)Cerulean blue	逗子市逗子4-12-19	046-854-5455	○	○	○	○	
18	(NPO)障害者支援グリーンライフ	ぱびこ	藤沢市善行1-24-2	0466-53-7518	○	○	○	○	
20	(福)湘南の風	ヘルパー派遣事業所	逗子市小坪5-22-10	0467-62-1805		○	○		
21	(有)ケーエムワイ	訪問介護 あじさい	相模原市中央区上矢部5-28-1	042-707-0601	○	○	○	○	
<b>日中一時支援</b>									
1	神奈川県立三浦しらとり園	神奈川県立三浦しらとり園	横須賀市長沢4-13-1	046-848-5255		○	○		
2	(福)みなと舎	ショートステイゆう	横須賀市芦名2-8-17	046-855-3911	○		○		
3	(NPO)サポートフレンズこころ	(特非)サポートフレンズこころ	横須賀市池上4-7-6	046-803-5561		○	○		児童は学齢期以上。
4	(福)清光会	清光ホーム日中一時支援事業所	横須賀市武1-1977	046-858-1940		○			
6	特定非営利活動法人き・ら・ら	日中一時支援事業所 エンジョイライフ星ヶ谷	逗子市桜山6-19-24	046-897-6631		○	○	○	
<b>訪問入浴</b>									
申請者名	事業所名	事業所所在地	電話番号	主たる対象者				備考	
				身体	知的	児童	精神		
1	アースサポート(株)	アースサポート横須賀	横須賀市根岸町1-7-11	046-834-4900	○	○	○	○	
2	(株)スマイル	スマイル金沢	横浜市金沢区谷津町403	045-349-3390	○		○		
3	(株)スマイル	スマイル横須賀	横須賀市根岸町5-20-16	046-852-6677	○		○		
4	(有)LEGIT	訪問入浴のティカバ	逗子市新宿2-14-14-202	046-876-8217	○	○	○	○	